

(表紙)

戊慶 御 辰正月吉日	応 触 吉	四 帳 日	年
------------------	-------------	-------------	---

上様御都合も被為在、御機嫌克被遊

還御候に付、市中へも為心得と可申聞事

辰正月十二日

名主

旧臘以来松平修理^{トマツ}大夫奸臣共陰謀を企

朝廷を軽蔑に致し、殊に賊徒共を唱導し、江戸・長崎・野州・相州

所々乱暴及劫盜^{キョウダウ}、御国内を乱候所業難被捨置罪状の次第

一、大事件^{オホシヤカス}尽衆儀^{トモゴ}にて被仰出候処、去月九日^{トマツ}突依非常御変革を口実

に致し、幼主奉侮、諸般御所置私論被主張候事

主上御幼伸^{シノ}の折柄、先帝の御依托被為在候処、撰政殿下を被廢

止参内の事

一、私意を以、宮・堂上方^{ホシイマ}を恣^{チヨウ}に令黜^{チヨウ}陟^{シヨク}事^ニ

アケルシリンタル

一、九門其外御警衛と唱へ、他藩の者を煽^{セウケン}勤^{キン}し、兵使を以宮闕^{ミヤノケ}に迫

り候条

朝廷を不憚大不敬の事

一、家来浮浪の党語合、屋敷^ヤへ屯集、市中押込致劫盜、酒井左衛門尉人数屯所へ砲発乱妨、其他野州・相州所々焼討及劫盜候は証跡分明に有之候、然る処、城州伏見辺におゐて奸賊共より理不尽に御人数へ及発砲候に付、不得止事を御誅戮相成候間、其旨相心得、先般申渡置候趣も有之候通り、此上共薩賊余党のもの潜伏致居候は、速^{トマツ}に打捕・討捨可令誅戮もの也

正月

右の通被仰出候間、町中不洩様可触知もの也

右の通、町御奉行所被 仰出候間、町々家持・借家・店借裏々迄不洩様可申聞候、此旨町中不殘可相触候

辰正月十二日

辰正月十二日

町年寄 役 所

組々 世話懸 名主共

町火消 頭取共

今般町兵取立相成候に付、火消人足共町内抱番人・木戸番人の内強

壯のもの人撰の上、炮術業前習練申付候間、其旨可存

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

辰正月十三日

壹番組 品川町

名主 庄左衛門

外一同受印

廻船問屋

奥川筋船積宿

附船宿

船下宿

神奈川
横浜運送宿

御府内御取締筋の義、被 仰出候に付ては、江戸入津の諸廻船并荷船等へ乗込候もの身分柄相糺、帳面へ記置、聊にても疑敷ものは留置、月番の番所へ可訴出、尤相對にて止宿為致候義、都て不相成候間、嚴重に相改候様可致

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

辰正月十三日

前書問屋

外四廉 受 印

番組人宿

辻番請負人

六組飛脚問屋

鯉鈍杜氏宿

髪結手問宿

此度御府内御取締の義被 仰出候に付ては、其方共寄子の義、入念相改候義は勿論に候へ共、好身等有之候迎無人別のもの止宿為致候義、決て不相成候間、入念相改、若疑敷者有之候は、不取逃様手当いたし、早々月番の番所へ申立候様可致候

番組人宿 肝煎共

右の通取締筋申渡候に付、其方共仲ヶ間の者の外、素人にて奉公人に相立候もの共、身元糺方の義、町々へ申渡候間、其方共義も厚心付、不念の取計等致候もの有之候は、無用捨月番の番所へ可申出候

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

辰正月十三日

番組人番 其外 肝煎 連 印

江戸橋 木更津河岸

見守番人 半三郎

其方取扱候上総国木更津より江戸橋蔵屋敷河岸へ着船致候旅人往還為致候処、御府内此程御取締筋の義被仰出候に付ては、改方格別心付、名・住所等帳面に記置、往返共紛敷もの決て乗船為致申間敷、若疑敷者有之候は、留置、月番の番所へ可申出候

右町名主

右の通申渡候間、町役人とも時々見廻り心付候様可致

小網町三丁目

名主 伊兵衛

町内船持共義、茶船にて下総国行徳迄旅人を為乗、往還為致候処、此度御府内御取締筋被仰出候に付ては、改方の義格別心付、名・住所等帳面に記置、疑敷もの決て乗船為致申間敷、若疑敷もの

慶応四年正月十三日

慶応四年正月十二日、正月十四日

有之候は、留置、月番の番所へ可訴出候

肴市場最寄 町々 月行事共

肴市屋と唱候もの方へ、商人共止宿為致候義も有之趣に候処、此度御府内御取締筋の義、被仰出候に付ては、他の者已来止宿為致申間敷旨申付、不取締の義無之様町役人共厚可心付候

橋本町老丁目
式丁目

下谷山崎町

芝新網町

四谷天龍寺門前

浅草龍光寺門前

右町々

月行事共

其方共町内に願人又は乞食等住居致し、弟子と唱にて、木賃宿同様猥に止宿為致候趣に相聞候処、此度御府内御取締筋の義被 仰出候に付ては、以来他のもの止宿為致申間敷旨申付、不取締の義無之様町役人共厚可心付候

正月

右の通北 御番所にて被仰渡候間、行届候様御取計可被成候、此段御達申候、以上

辰正月十三日

改正懸り

右御達申候、以上

辰正月十四日

組合 世話懸り

町火消一と組限り、現在人数高の三分一人数、別紙雛形の通り大組合一と纏にて御認入、明十四日正四つ時、北御腰懸けへ御持寄可被成候、此段御達申候、以上

正月十三日

小口 世話懸り

町火消何番組 何組

人足何百人

此三分一

何拾人

右の通に御座候、以上

辰正月十四日

右組々 世話懸 名主印

水溜桶の義に付ては、前々申渡候趣も有之候処、追々火事沙汰の時節に相成候に付、弥以無油断水汲入置候様いたし、且亦去冬元乗物町よりの出火にて類焼致候町々の内には、未た藁葺小屋其低差置候場所も有之、火の元の為不宜候間、早々取払候様可致

右の通組々番外迄、不残早々可申通旨被仰渡奉畏候、仍如件

卯十二月十二日

右の通去十二月中被仰渡候処、今以溜桶差出不申場所も有之、早々

行届候様再応可致旨、今日北

御番所にて御沙汰有之候間、御組合限り被仰合、水溜桶為御差出、

行届次第御返答書、龜の尾五兵衛方へ可被遣候

但藁小屋も早々取払、御返答書可被差出候

辰正月十四日

改正懸り

右は心得方御伺奉申上候、以上

辰正月

小口 世話懸 名主共

は病身のもの等駈走り御用難相弁分は、取締向心得、拾七、八位より五拾位迄壯健のもの罷出、都て出火場の通り、御出役御差図を請、相動可申事

市中御取締被仰付候に付、町々・店々・裏々迄侍躰潜伏のもの可有之哉も難計、右様の義有之候は、密々双方御隠密の内へ御申聞可有之事

辰正月十四日

南北 三廻り

南北小口 年番 名主中

上様御事、御軍艦に被為 召、去十二日西丸へ被遊 着御候、尤此

後も動静に寄、速に被遊 御上坂候思召の事

右の趣、向々へ早々可被相触候

正月

右の通相触候に付、可被得其意候

右の通去る十二日御書付出候間、町中不洩様入念早々可相触候

辰正月十五日

町年寄 役 所

今般町兵御取立に付、私共義も附添罷出候様御沙汰の趣奉畏候

一、服の義は、火事羽織又は割袖羽織取交、裁付の類相用、老人又

一、町兵の義は、町火消惣躰へ被仰付候事

但惣人数の内、先老組の内三分一稽古に罷出、屯所へ滞留致し、炮術業前相覚候へは、残り三分一代り合、初度のもものは立戻り、是迄の通り平常の稼致し、出火の節罷出候筈、式度目人数習覚候へは入代り、猶残の分三度目御場所へ罷越稽古致し、惣躰にて相洩候義は無之事

一、着類は、是迄の印付火事場半天・股引・頭巾共相用候事

但今般区々に不相成様惣組共稽古罷出候ものへ、印半天等新規に御渡の積

一、屯所へ罷出稽古中、日々の賄は御番所より御廻し被下置候事

一、右同断稽古中は、老ヶ月老人分何程つ、御手当被下候筈

下
札^下 本文御手当老ヶ月老人に付、金式両式分つ、可被下哉

一、頭取の義は、下方人足共罷出候間、屯所へ罷出、万端世話致し

候筈

但都合宜敷様可申合事

一、人足肝煎の義は、人足進退差図は不致、御場所内の諸世話而已

札^下

慶応四年正月十六日～正月二十五日

致し候積

一、両御組よりも御出役有之、都て出火場の通り相心得可申事
一、人足へ御用被仰付候御趣意は、組合人足共義は、諸向の人足とは事替り、頭取共附添、町方にて兼て人撰致し、慥成者と被思召候由の義に付、迷惑と相唱候ては不宜、難有御請致候様、頭取共より下方のもの共、心得方行違無之様可申論御沙汰の事

右の通廉々被仰聞、私共におゐても難有承伏仕候、尤人足共惣躰へ御趣意の趣厚申論候は、御請可仕と奉存候へ共、多人数の義に付、老人別に為相弁、治定の御請可仕候間、何卒明十七日夕刻迄御猶予被成下置候様奉願上候、以上

辰正月十六日

町火消組々惣代

本船町 幸助店

い組人足 頭取 吉五郎

神田松下町三丁目 治三郎店

よ組 同 平助

福島町 万次郎店

ろ組 同 源次郎

南小田原町式丁目 林蔵店

す組 同 喜三郎

南 御番所様

今般町兵御取立に付、組々現在人数書上候に付、急々屯所にて稽古

取掛り候御沙汰御座候義と存候処、其節組々心得方区々に不相成様

御打合置申度、右に付頭取共一同月行事老人御召連、明十九日朝五つ時より、赤坂田町吉田屋へ御自身御寄合可被成候、此段御達申候、以上

正月十八日

五番組 大世話番

山中又太郎

嶋田次右衛門

覚

卯十二月廿八日以来

紛失の品覚

一、紺呉呂割羽織 巻つ

但裏絹呉呂

紋四つ目結裏紋

一、紺霜降縮面小袖 巻つ

但ふとう鼠替り裏

紋三ヶ所式疋向蝶

一、藍南部縮面微塵縞小袖

但裏花色絹

紋壹ヶ所向蝶式疋

右は北御番所様御懸り

正月十八日

触出し

同 廿七日 返答

右触紛失写之相違候間、町々例の通り入念取調、返答日限り例の通り可申出事

正月廿五日

名主

町火消組々人足人別取調可差出旨、南

御年番所にて被 仰渡候間、小組合限り左の雛形の通、半紙豎帳片面式人つ、大組合冊に御仕立、来月六日迄亀の尾五兵衛方へ御遣し可被成候、此段御達申候、以上

正月廿七日

小口 世話番 世話懸り

町火消何番組の内

何組頭取

一、生 国

何町誰地借

誰何才

一、生 国

何町誰店

誰

同組世話役

一、生 国

何町誰地借

誰

同組抱人足

一、生 国

何町誰地借 誰

辰何才

一、生 国

何町誰地借

誰

同組道具持

一、生 国

何町誰店

誰

同組同断

一、生 国

何町誰店

誰

同組駈付人足

一、生 国

何町誰店

誰

同組

一、生 国

玄蕃持 人足 龍吐水持

何町

誰

一、生 国

誰店

誰

一、生 国

何町誰店

誰

右の通御座候、以上

辰正月

町火消何番組の内

何組世話番

慶応四年正月二十五日〜正月二十八日

名主共

右御達申候、雛形の通書上、人別御認め上げ、控共二た通りつ、表紙に不及、輪綴にて、来月四日迄、拙者共の内又太郎方へ無間違御遣し可被成候、以上

辰正月廿八日

大世話番

山中又太郎

島田次右衛門

高島氏

矢部氏

人別の義、天保度御改正以来、在方出稼・縁組等、都て御料・私領共免許状無之もの差加不申事に取扱来候処、免許状持参不仕出府致し、町役人催促致候へは、国元へ申遣候へは、跡より身寄のもの申請差越候様申延、国遠ものは月数相立、或は町役人へ不申聞縁組致し、引取候後免許状滞滞致し候杯、種々の品柄有之、許状無之ものは人別へ加へ難く、縁組致し引取候前、町役人へ不申聞、当人不念とは乍申、為差戻候義に致兼、彼は見合中、浪士潜伏の御調に付ては、一夜止宿の者をも取調候義に付、其俣には難仕、依之名主共手元限り役帳仕立、当分の内許状無之もの人別記置候処、此類追々人数相増、人別高書上の外にて何分心苦敷、左候迎此類追払候義にも難致、天保度人別に付候御触年立候間、国々在々にても相弛み、弥以許状滞滞埒明不申候間、是迄五年・七年御当地住居致し、慥成も

のは、其者国元より罷出候以来の元身相糺、本人別へ差加へ候様仕

度、此義天保度の御触は勤農婦郷の御趣意にて、其筋免許状有無にて人別加除致来候へ共、浪士潜伏等の御調筋に不都合の筋も有之候間、天保度御触相守候は勿論に候へ共、事実前文の次第流幣仕候段、名主共取扱不行届奉恐入候、就ては潜伏のもの取調、人別帳加入基本に相成候義に付、縦令許状無之候共、年月を経、御当地に罷在身元糺方致し、慥成ものは、人別へ差加へ事実の調仕度、夫迄の処、先仮人別帳へ記置、一応出所の村方へ名主共より懸合、疑敷義も相聞不申候は、追々本人別へ相加へ候様可仕候、兼て

御尋の趣有之、殊に潜伏人御取調御急務に付、私共見込御取締筋奉申上候、以上

辰正月

改正懸り 名主共

右の通北

御番所へ相伺候処、此度限り何の通可相心得旨被仰渡候間、此段御達申候、以上

辰正月廿二日

改正懸り

右相達申候、以上

正月廿七日

名主

御廻り方控所 諸入用
麴町立替

卯十二月十一日より
辰正月廿一日迄
の分

一、金四拾八兩三分

夜具蒲団安房屋瀧之助買上代

錢八百文

一、金百三拾貳兩貳朱と錢貳貫八百〇八文

此内金三拾五兩壹分と

夜具・蒲団払代

一、金拾貳兩壹分

弁当其外増田屋払

錢八百文

錢壹貫貳百八十四文

金壹兩壹分貳朱と

硯箱・文庫其外払代

此内金九兩貳分

麴町持分

銀貳匁七分五厘

錢五百四十文

式口一、金三拾六兩三分錢五拾六文

差引一、金貳兩三分

差引一、金九拾五兩三分貳朱と錢三百四十八文

錢七百四十四文

此銀五貫七百五拾四匁六分六厘

一、金貳兩貳分

硯箱・文庫・筆・墨・紙其外

右を拾五番組

錢五百六文

式拾番組

此内銀七拾壹匁七分五厘

麴町持分

小間高

錢三貫五百文

壹万貳千五百三拾五間に割

差引一、金壹兩と錢六文

貸傘・下駄代

一と小間に付 銀四分六厘

一、金三分壹朱と錢百文

相模屋平助へ申付候弁当其外

此出銀

一、金廿壹兩貳分壹朱と

相模屋平助へ申付候弁当其外

銀四貫七百三拾壹匁壹分

錢三百文

一式

但拾五番組小間

十二月廿一日より

壹万貳千八百八拾五間の分

正月 十日迄

一、金三拾四兩三分

同断

銀壹貫三拾五匁

錢八百五十四文

但貳拾番組小間

一、金廿貳兩貳分

同人へ席料

貳千貳百五拾間の分

但十二月十一日より正月十日迄日数三十日分毎日金三分つ、

慶応四年正月二十六日

高島支配分

一、小間八百七拾八間

此銀四百〇三匁八分八厘

同人一と手

一、同三拾貳間

此銀拾四匁七分貳厘

四谷組合持

一、同五百四拾六間

此銀貳百五拾匁匁分六厘

林支配

一、同四拾壹間

天徳寺門前替地

此銀拾八匁八分六厘

右の通矢部氏より達来り候間、御支配分御取集め、来月八日迄に拙者方へ御差越可被成候、束ね同氏へ差出し可申、此段御達申候、以上

正月廿六日

嶋田

今度於京都被仰出候趣も有之由被 聞召、御恭順被為在奉恐入候に付、御旗本・御家人追て相達候迄、月代不剃様可被致候

但普請は不苦候

右の趣向々へ可被相触候

二月

右の通相触候間、可被得其意候

一、鳴物停止の義、別紙の通相達候へ共、市中の義は不及沙汰候間、為心得と可被相触候事

右の通御書付出候間、町中不洩様可相触候

二月二日

町年寄 役 所

右の通御配符に付、町々の義は鳴物停止の御沙汰は無之候へ共、家業の外相慎候様店々へ可被相触事

二月四日

名 主

皇国御制度の基本は、全国の公儀を以可定は至当の義に付、此度公儀所御取建、広く衆人の公儀を採り、上下の情相通候様被仰出候に付ては

御目見以上・以下、次・三男、厄介、且諸藩并百姓・町人に至る迄、有志の輩は見込の次第書面を以公儀所へ可申立候、尤事柄に寄口上を以申上候ても不苦候事

但公儀所御取建相成候迄は、評定所へ可申立候、尤日限の義は、追て御沙汰可有之事

右の通被仰出候間、町中不洩様可触知もの也

辰正月

右の通御書付出候間、町中家持は不及申、借家・店借裏々迄不洩様、入念早々可相触候

辰二月二日

町年寄 役所

右御配符に付相達申候、以上

二月四日

名主

覚

一、ミニアル銃

百廿七挺

一、ケール銃

七百五拾八挺

一、胴乱

四拾六

右御相成候間、来十三日五つ時、望のものは北御番所へ罷出入札

可致候、此旨町中不殘可相触候

二月四日

町年寄 役所

覚

明十二日晝七つ時の御供揃にて、上野へ被為

成候間、火の用心の義入念可申付候、此旨町中不殘可相触候

二月十一日

町年寄 役所

口達

一、京・大坂町奉行与力出府の節、御廓最寄旅宿致候義有之哉

但旅宿致候節、御取扱振の事

右御廓最寄町々組合中申通、否哉早々可申立様可致事

辰二月五日

南北小口 年 番 請 印

慶応四年正月二十八日〜二月十一日

右は樽俊之助殿にて被申渡候間、御組合中御申通、有無返答明後七

日迄に無相違、拙者共の内、啓藏方へ御申聞可被成候、以上

二月五日

神田 年 番

高橋藤七郎

右者席の義、定廻り筆頭へ改被申付候間、是迄加藤保次郎方へ被申

越候諸訴届の義、以来藤七郎方へ被差越候様、御組合限り早々御通

達可給候

正月廿八日

南 定廻り

右の通御書付被成御渡候間、此段御達申候、御組合限り、早々御通

達可被成候、以上

正月廿九日

神田 年 番

右御達申候、以上

辰二月三日

組合 年 番

式

此度

御追討使御差向可被遊段被 仰出候哉の趣遥に奉承知、誠以奉恐

入候次第、右は全く予一身の不束より生し候事にて

天怒に触候段、一言の申上様無之義に付、何様の御沙汰有之候共、

無遺減遺憾奉命致し候心得にて

別紙の通

奏聞^{ソウモン}状差出候、依之東叡山へ退き謹慎^{キンシン}罷在、罪を一身に引請、只管^{ヒトクダラ}朝廷へ御託申上、億万の生靈塗炭^{トクケン}の苦みを免候様致度の至願^{シカクシ}此事に候、就ては何れも予か意を體認^{タイニン}し、心得違無之恭順の道を取失わざる様可致候

夫々へ

奏聞の儀御願

御書面写

此度

御追討使御差向可被為在哉の段、遙に奉承伏、誠以奉恐入候次第御座候、右は全慶喜一身の不束より生し候義にて

天怒に触候段一言の申上様も無御座候次第に付、此上何様の御沙汰御座候共、聊無^{イッペン}遺滅^{イッペン}奉畏候所存にて、東叡山へ謹慎罷在、其段下々へも厚申論し、仮令^{イッペン}官軍御差向け御座候共、不敬の儀等

毫末も不為仕心得に御座候へ共、多人数の中には、万一心得違のもの無之共難申、右辺より恭順の意を取失ひ、不慮の義等有之候節は、猶更奉恐入候而已ならず、億万の生靈塗炭^{トクケン}の苦ヲ蒙^{コウムリ}候様にて

は、実以不忍次第に付、何卒^{オツ}官軍御差向の義は暫時御猶予被成下、臣慶喜の一身を被罪^{ツミセサレ}、無罪の生民塗炭^{トクケン}を苦免候様仕度、臣慶喜今日の懇願^{コンガン}此事に御座候

右の趣厚

御諒察被成下置、前文の次第御聞届け被為

在候様涕泣奉歎願候、此段^{テイリツ}御奏聞被成下置候様奉願上候、以上

二月

慶喜

此度

上意の趣、御恭順筋とは乍申、御不束の御罪を御一身に被為引受、御謹慎可被為在段、臣子の分にては実以奉恐入候御儀に付

御趣意柄厚相弁、心得違無之様可被致事

東叡山へ御謹慎中、両城の義は田安殿・松平確堂へ御頼被成候旨被仰出候間

但三河守様

是迄の通相勤候様可被致事

右の通御書付出、從町^{リヤク}御奉行所被仰渡候間、為心得と拝見仕置可申候

辰二月十四日 忝番組 世話懸 忝人つ、受 印

別紙の通、館市右衛門殿にて被申含候間、此段御達申候、以上

辰二月十五日

組合 世話懸

覚

今日小出大和守殿願の通り御役御免被仰付候、此旨町中不残早々可相触候

二月十六日

四

今度鉄炮洲町奉行所御普請出来に付、開市場へ相係候諸願等、都て右 役所へ可訴出候

二月

右の通従 町奉行所被仰渡候間、町中不殘早々可相触候

二月十六日

町年寄 役 所

老

近来意外の入費連年打統候に付、不得止事、先般海陸軍備の為、知行の内半高借上げ等申付、甚不本意事に存居候処、当今の形勢に相成、知行所より米穀運送難出来向も有之由、実以心痛の至に候、就ては旧格古例等相廢候は勿論、格外の省略相用候積に候へ共、祖先より遺來候*棒禄*其俣遣候様可行届哉、其段深く致苦慮居候、仍ては予か衣食は申迄も無之、日用の身体十分致減略、分寸たり共不足を補ひ、如何様にも生活相成候様致遣度心底に候間、銘々におゐても家事向を納め、非常の改革致し、重き役儀相勤候者といゑ共、単騎独歩にて不苦、後來生活の道を相立候様唯今より覚悟有之候様致度、呉々予か不省此次第におよひ候段深く恥入、氣の毒の至に存候、若生活のため暇を乞度ものは、乍不本意可任其意候間、無遠慮可申立候

二月

右は今日被 仰出候

上意の趣、不勤の面々并御目見へ以下軽き者共迄、不洩様可達旨、

慶応四年二月八日〜二月十六日

組支配有之面々へ通達可被致候事
右の通御書付付、従町 御奉行所御達有之候間、名主共為心得と奇々拝見仕置可申候

辰二月八日

右の通御書付今日館市右衛門殿にて被申渡候間、此段御達申候、以上

二月十四日

小 口 世話懸

市中町人共の内、御他向御支配に被仰付候節、其町内差支有無御尋有之、其筋御支配被仰付候例

右は館市右衛門殿急御尋御座候に付、御組合急速御調、右例有無御書取、来十九日迄無間違本町龜の尾五兵衛方へ御遣し可被成候、以上

二月十五日

小 口 世話懸

組々 世話懸 名主共

三

今般京師へ被 仰上候御事件有之、御恭順の為上様東叡山へ御謹慎被為在候旨被 仰出、奉恐入候御次第に付、銘々一己の慎は勿論、火の元等別て入念、諸事不取締の義無之様可致候
右の通従町

御奉行所被仰渡候間、組々番外迄不洩様可申通候

慶応四年二月十五日〜二月十七日

辰二月

右の通被仰渡奉畏候、依之印形仕置候、以上

二月十五日

組々 世話懸

名主老人つ、印

右は館市右衛門殿（イマ）に被申渡候間、此段相達申候、以上

二月十六日

組合 世話懸

覚

一、今日石川河内守殿町 御奉行被仰付候間、此段町中不殘可相触

候

辰二月十七日

町年寄 役所

人別調方の義に付、伺済先達て相達置申置候処、取扱方区々不相成
様仕度申合左に

一、他国より御当地へ出稼のもの、年限の免許状持参の分は是迄の
通り、且人別入在方へ引合中の分は、出稼仮人別帳へ書加へ候積
り

一、出稼の内、許状無之、国元へ申遣し候ても、埒明不申、年数相
立候分は、際限無之候間、五ヶ年目位目当に致し、疑敷義無之も
のは、再札の上、地受・店請・其家主加判の書付取之、本人別に
差加可申

但札の上、難決分は、出稼仮人別へ書加へ、出所の村役人へ

懸合之、加除取極め候積

一、出稼中妻娶取、右妻女は御当地出生に付、本人別へ妻は書上
け、夫は出稼人別に書上げ候類有之哉の趣、是は縦令御当地出生
の女にても、出稼のものへ縁組致候上は、出稼人別へ書上げ、万
一離縁、里方へ引取候節は、本人別へ立戻り、差加へ相当可仕
一、人別改方、家主の内、不弁のものは人別入狂ひを不相札、去年
の人別控を以、書役へ相渡候類有之、御調筋に付、相尋候砌に
至、不都合候義度々有之、今般人別調方改、伺済相成候迄、人別
洩有之候ては申談無之候間、事実相洩れ不申様取調候積

一、人別送り書の義は是迄の通り

但地借・店借・同居人他所へ引移候後、人別而已差置候類、
今般嚴重相改、早々送り書差出可申、右様空人別差置候より
紛敷者、不心得の家主を欺き入替り、他所へ住居相求候類、
潜伏御調の障相成候間、入念相改可申

右の通家主・書役のものへ篤と申談、尤等閑に相心得候家主は、其
地主へ懸り、退役為致候程も無之候ては、行届申間敷、此義家主へ
申聞置、其節に至り後悔不仕様書付取置、兼々為心得候は、取締
相立可申哉及御談候

辰二月

一、店入足の義に付、人足御改蜂屋新五郎殿御尋有之、別紙の通り
書付差出候、然る処、店入足居町を離れ、他町へ出越候ては不

辰二月

小口 世話懸

何番組の内

何町

何町

何町

宜、且鳶口為持申間數旨被仰渡有之候へ共、店人足の義場所に寄、申合無之町内有之候間、出火燃立候を壱、式町の内、程近のもの及見聞、傍觀可致義には無之、居町のもの駈集候は勿論なから、時に臨周章致し、却て隣町のもの用立候義に付、相互に助合、消防致し候方可然、且町火消人足共町役人の外、鳶口持候義無之旨被仰渡の通り心得、且亦店火消人足消防道具・目印・幟・燈灯等半天補理候は、人足御改方へ雛形を以相伺、御聞濟受相用可申、尤町内場所相撰、道具差置候共、虚偽の義無之様可仕旨、嘉永度御沙汰有之、其以来年立追々怠慢いたし、中絶同様成行候処、当御時節柄町方非常手当向の義、先月中北御番所にて御沙汰の折柄、店人足の義も御尋有之候に付、先頃御打合の上、消防道具破損取繕ひ、又は新規に補理候町々も有之、先年何済の町々は格別、新規の分は人数高・目印、雛形を以、人足御改方へ可相伺答には候へ共、手重に相成候ては、店々申合も見合可申も難計、近頃の出火は飛火の防方宜敷、風烈の砌も大火に至り不申、手過ち怪火等事立不申向多く、店火消の義一と廉用立候間、此上相増候方世上為筋に可有之、尤店火消世話人共赤色長挑灯相用、又目印・字繫町火消に相紛れ候ては宜敷かるましく候間、世話懸御同役にて目印品御見置、別紙雛形の通束ね、半紙縦帳にて、人足御改方へ御届け而已致候間、簡易に可有御座哉御存寄御座候は、御打合有之度、其上伺書下案致し、猶可及御相

談候

右町々店人足目印・幟・挑灯・半天等相改候処、町火消人足に相紛候分、消防道具の義、町々より不揃の分有之候へ共、素より店々相出銀致候義に付、不同の俣に仕り、右に付町入用に差響候義無御座候、尤最寄町々出火限り出越不申様、世話人共へ支配々より申談、都て我雜の義無之様申付置候、此段申上候、以上

辰二月

右組 世話掛 名主共

店火消の義御尋に御座候、此儀嘉永五子年正月中、火の元の義に付、厚御世話被為在、火の元掟書の内

一、出火致し屋根上へ燃抜け、又は飛火にて燃立候節、近所の者共早速打消候は、其町内隣町より其者共へ格別の褒美可遣事

右の通り御文言有之、追々町々の内、店々のもの申合、消防道具其外目印・幟・半天等補理、非常の手当仕度段、人足御改方へ相伺御聞濟受、右品々備置、小火・飛火等の防方為筋相成候様、居町を離れ出越等致候に付、同年十一月中別紙の通被仰渡、其已來相守候は勿論に候へ共、年立追々怠慢を生し、消防道具類焼、又は破損致し

慶応四年二月

慶応四年二月十九日〜二月二十二日

候假中絶同様成行候処、当御時節柄肴市場其外最奇にて強壯のもの相撰、兼て人数目印・幟・挑灯等補理、非常の備方手当致置候様、先月中北

御番所におゐて御沙汰有之、其砌店入足の義も御尋有之候に付、先々補理置候消防道具損候分取締、水溜桶等員数相減候分相改、非常取締向厚申合仕候義に御座候、依之先年の被仰渡写相添奉申上候、以上

辰二月

小口 世話懸 名主共

嘉永五年十一月十四日対馬守様於

御白洲播磨守様御立会、堀江町名主熊井理左衛門外拾八人へ被仰渡書

右御達申候、以上

辰二月十九日

組合 世話掛

近来歩兵共於市中乱妨甚敷、商人共大に及難涉候趣、以の外の義に付、今般右為御取締と役々附属兵士巡邏為致、乱妨のものは勿論、市店におゐてかさつヶ間敷及所業候ものは、見懸け次第即時召捕、夫々嚴科可被処候、若手余り候は、打果可申候、尤其旨前以兵士共へ厚申論置、心得違の者無之様可致候、就ては役々におゐても御主意柄急度相心得、嚴重御取締相立候様可被致候
右の通被仰出町

御奉行所より被仰渡候間、町中家持・借屋・店借裏々迄不洩様可相

触候

辰二月廿二日

町年寄 役所

明後廿四日より北御奉行所訴訟公事被成御聞候間、小出大和守殿御掛りの分北御番所へ可罷出候、此旨町中不残可相触候

辰二月廿二日

役所

申渡

近江守殿御不快に付、今日より河内守殿助御月番被成御心得候事

辰二月廿二日

南北小口 年番

右は館市右衛門殿にて被申渡候間、此段御達申候、以上

二月廿二日

神田 年番

口達の覚

組々 世話懸り 名主共

当節市中所々商家へ歩兵共罷越、無代酒喰又は聊の金錢差置、無鉢に商品持行、品々乱妨の所業有之、及難儀候趣相聞候に付、今般歩兵共御取締のため、町々右屯所へ陸軍方役々のもの勤番被仰付候に付、此上暴行の義も有之間敷候へ共、万一及乱妨等候は、速に役人屯所へ報告可致、若役々出張間に合兼候節は、其所にて捕押へ其段屯所へ訴出可申、尤後難は決て無之様嚴重に所置いたし候筈に付、聊無懸念取計候様可致

右の趣組々番外迄不洩様可申通旨被仰渡奉畏候、為後日仍如件

辰二月廿二日

品川町 名主 庄左衛門

外七人

右は昨廿二日南御年番所にて被仰渡、右御文言町々自身番屋へ張出し置、早々行届候様可取計旨被仰含候

右屯所麴町にて場所見立申立候様御沙汰に付、同所五丁目枡屋久右衛門見世の内仕切、屯所に申立候処、用意致置候様被 仰含候

但惣鉢屯所拾壹ヶ所出来候内八ヶ所は、今日より御出張相成、麴町は跡口に相成候

右御承知可被下候、且前書被 仰渡書は御最寄御急達可被下候、以上

二月廿三日

辰二月廿四日

嶋田

一、町々店人足の義、先達て御打合の通り、人足御改め方へ御届の義、案紙を以申上置候間、町々申合行届候は、御組合限り速かに世話懸より人足御改方へ御届可被成候

一、町々手過・怪火等有之候節、店人足共消留候分は勿論、大火相成候共、出情働候もの名前等嘉永度被仰渡の通り、御双方人足御改方へ御届け可被成候

右は御廻り方へ御届被成候向も有之候間、以来行違無之様可申通旨
蜂屋新五郎殿被仰聞候
右廉々御達申候、以上

慶応四年二月二十日〜二月二十四日

二月廿日

小口 世話懸

一、天保度人足御改正後、紀州より免許状持参出稼のもの有之哉、南御年番所にて御尋有之候間、御組合限り御取調、有無共半紙豎帳にて御返答、来廿五日迄本町三丁目龜の尾へ可被遣候、此段御達申候、以上

二月廿日

小口 世話懸

右廻状只今至来に付、御最寄御急速免許状無之、有無答書御取集め、明朝迄拙者方へ御遣可被下候

二月廿三日

矢部

右御達申候、以上

辰二月廿四日

嶋田

金銀貸借利足の義、天保度触置候趣も有之候処、近来引続物価騰貴致し、殊に方今の形勢に至り金銀融通不宜、下々及難義候趣相聞候間、当分の内御府内限り、右触面に不拘、相对融通の為相当の利足請取候義は不苦候、左候迎格別の高利等貸出候義は致す間敷候、尤右滞及出訴候節は、公事合承り候へは、願人出に不及、濟方嚴重に申付、金子取立相渡可遣候

一、武家方にては相当の利足を以貸借可致候、滞候節は其筋より達次第、預け金同様取立相渡可遣候

右は世上金銀融通の為、相触候義に付、聊無掛念十分に貸借取引可

慶応四年二月二十三日～二月二十六日

致候

右の趣町中不洩様可触知もの也

辰二月

右の通従町

御奉行所被仰渡候間、町中家持は不及申、借屋・店借裏々迄不洩様可相触候

辰二月廿三日

町年寄 役 所

此度格外の御変革被仰出候に付、以後左の通可相心得候

一、武家屋敷町人共へ貸候義、町屋敷同様相心得不苦候

一、拝領屋敷・町屋敷共、勝手に譲受・譲渡候ても不苦候、尤願書

差出に不及、御届書差出可申候

但坪数・年限等の御定は総て御廃相成候

右の通今度武家方へ被仰出、町方にては此段相心得置候様、従町

御奉行所被仰渡候間、町中不洩様触達可致候

辰二月

一、是迄屋敷取扱向の内、抱屋鋪・抱地等に關係不致、百姓家作

向・家根替并商売家、常水茶屋同様葭簀張、其外百姓地立木伐取

等在方限の義は、已来馬喰町御代官へ可申立

右の趣、江戸近在御料・私領・寺社領へ不洩様可被触候事

二月

右の通り可相触候

右の通被仰出候、此段心得置候様従町

御奉行所被仰渡候間、町中不洩様触達可致候

辰二月

右は館市右衛門殿にて被仰渡奉畏候、以上

辰二月廿三日

組々年番 受印

申渡

小口 世話懸 名主共

御府内川筋通行の船々取締の為、是迄極印有之分共改て極印・鑑札相渡、是迄の手形と引替、御年貢役錢の義は、是迄御定の式倍増可

相納候

右は其御筋より御達相廻り、町御奉行所より被仰渡候間、早々船持

共不洩様申通、大川端川船役所へ申立候様可致候

二月

右は館市右衛門殿にて被申渡候

辰二月廿五日

小口 世話懸 受印

一、舶来品渡世のもの名前書、今日樽殿へ差出候様御達有之、差懸

候義に付、旧冬南 御番所にて御調有之候節の名前書上候間、

御含可被下候、尤四谷・麴町類焼町々の分は取調書上申候、以

上

二月廿六日

矢部

組々 世話懸 名主共

近來物価高直に相成、市中困窮の者共、今日の渡世も相成兼候哉にも相聞候、就ては唯今迄市中名主共より困窮のもの渡世柄に寄、又は其商売の品柄に寄、彼是取締申聞候向も有之哉に候へ共、当節格外の御変革に相成候御場合に候間、格別の不取締に不相成様可成丈け致勤弁、困窮のもの共難波不致様、町役人共厚相心得可取計旨、組々不洩様早々可申通候

右の通從町

御奉行所被仰渡候間、早々一統申通候様可致候

右の通被仰渡奉畏候、為御受と御帳に印形仕置候、以上

辰二月廿七日

組々 世話懸

名主老人つゝ、

受印

右館市右衛門殿にて被申渡候、依之御達申候、以上

二月廿八日

組合 世話懸

町奉行所附兵隊町々巡邏の節、自身番屋へ罷越、休息致候義も可有之候間、兼て町々にて心付居候様、南御番所にて被 仰渡候間、御組合限り早々御通達可被成候、以上

二月廿七日

小口 世話懸り

慶応四年二月二十六日〜三月朔日

近頃引続物価格別騰貴、其上当今の形勢に至、下々及難義候趣相聞候に付ては、前々より触申渡置候ヶ条も多端に付、事実当今難被斷義も数多可有之間、此上町法致改正、時勢相応の制度、追々可触知候へ共、差向渡世宮方安く、商売の勝手を待候義專要の事に付、若下々令難義候義も有之候は、銘々無遠慮可申立候様可致、且地代・店賃并町規省略方の義は、左の通可相心得候

一、町々地代・店賃の義、天保書上を基本に致し、地主共取立候は当然に候へ共、盛衰に応し当時不相当の場所も可有之候間、其土地の地位を以相当の直段に取極、別段書上に不及、取立可申候

一、人別の義年々御番所へ書上候処、以来人別寄高帳毎年両度町年寄方へ書出し、人別帳は天保度以前の通り、名主手元へ取置、尤不締の義無之様可致候

一、三ヶ条証文の義已來差出候に不及候間、名主・月行事共相改不取締の義無之様可致候

取締の義無之様可致候

一、是迄町方諸訴の内両

番所へ訴來候分、以來都て捨物訴、其外拾四ヶ条の振合を以、家主・名主連印、五人組加印不及、訴人計訴状老通、月番の番所へ計可訴出候

但久離・欠落帳付の義は、是迄の通可相心得候

一、自殺・首縊・水死・行倒・喧嘩口論等にて、家作・家財被打毀 又は盗難に逢ひ、聊致怪我、事実疑敷義も無之、且相手不知

疵請候類は、向後検使願に不及、組合名主立会相改、是迄の振合にて可訴出候

但聊にても吟味手懸り可相成品有之候歟、又は疑敷義無之候共、身寄のもの申分在之類は検使可願出候

一、捨子の義以來訴出候砌、一と通り相糺、直に其町内へ遣し切に可致候間、大切に養育致置、實人有之候は、双方町役人懸合の上、子細無之分は實人并町役人連印の証文取置、差遣し可申、尤拾才迄の内、病死致し候は、組合名主立会死骸相改、疑敷義無之分は訴に不及、直に取置可申候

但迷マヨひ子の義、日数十日程相尋、弥住所不相知分は、訴出次第本文同様可申付候

一、往還建物有来候分、建直し修復等の向は、向後見分願に不及、新規并模様マヤの分は、組合名主立会相改め、振れ候義も無之分は、是又見分願に不及、其段可訴出、且板囲の類日延相願、百日以上相成候へは、是迄見分のもの差遣し候へ共、以来は見分不差遣候間、組合名主立会普請の模様見分の上、直に日延承置訴出に不及候

但河岸地建物の義も、本文の通相心得、新規・修復共向後願出候に不及候

右の外は、先は是迄の通可相心得候、且公事出入吟味筋等にて、両御番所へ罷出候節、町役人差添方の義、地借・店借は家主・名主、家持は五人組・名主差添候様可致、右は諸事管便マツの取計を以、町入

用并下々無益の失費不相懸様、出格の省略申渡候義に付、訴振等名主とも篤と取調、不都合の義無之様厚相心得、都て検使見分其外組同心共、出役先又は組合名主見分等に付、聊たり共無益の町入用不相懸様可致、若如何の義相聞におゐては、名主共一同嚴重の沙汰可及間、其旨不洩様可申通候

右の通被仰渡奉畏候、為後日仍如件

辰三月朔日

組々 老人つ、

受 印

右は北 御番所にて被 仰渡候事

三月二日

組合 世話懸

組々 世話懸 名主共

遊歩の歩兵共、市中商家におゐて調物致し、代錢不相払ものも有之哉に相聞、不屈の義に付、陸軍方役々におゐて夫々取締も相立、右様の筋は決て無之筈に付、向後歩兵共調物能越候節は、都て前錢請取、商ひ品売渡候様可致、若彼是事六つヶ敷申懸け、乱妨の所業及候は、捕押置、兼て触示置候通り相心得、最寄役人屯所へ可申出候

右の通組々番外迄不洩様可申通旨被仰渡奉畏候、仍如件

慶応四年三月朔日

組合 老人つ、

受 印

右南 御番所にて被 仰渡候

東叡山へ 御謹慎中、西城の義は田安中納言殿へ御頼被成、松平確
堂義は

静寛院宮様 御守衛
天璋院様

相心得候間、為心得と向々へ可被達候事

右の通御書付出、従町

御奉行所被仰渡候間、名主共為心得と拝見仕置可申候

先月十四日御呼出相成候組々世話懸、通達可仕皆被仰渡奉畏候

三月朔日

品川町

名主 庄左衛門

外三人

右館市右衛門殿被申渡候間、御達申候、以上

三月朔日

小口 世話懸

歩兵其外各屯所下掃除の義、是迄請負居候者安直に付、此度相改
め、入札為致候積、就ては望のもの有之候は、名前等御取調、御
差越有之度事

右の通其御筋より御懸合有之、従町 御奉行所被仰渡候条、早々組
々申通、右入札望のもの有無、来る四日迄に取調可差出候
右の通被仰渡奉畏候、以上

辰三月朔日

南北小口 世話懸 品川町

慶応四年二月〜三月二日

名主 庄左衛門

外三人

右館市右衛門殿にて被申渡候間、御組合限り御通達可被成候

三月朔日

小口 世話懸り

右御達申候、以上

辰三月二日

組合 世話懸り

舶来もの商人、去る廿八日築地元仮御役所へ御呼出し、商社取建方
御説得の上、商社規則^{キョウキ}主法書^{マホ}差出候様、夫々被仰付候処、右渡世の
義は、仲間組合取極にも無之、区々にて不行届にも有之候間、右商
人共一と組限り御世話懸にて御取調、右規則書^{キョウキ}来る六日四時、本
町龜の尾へ商人惣代のもの持参致候様、御組合限り御取計可被成
候、此段御達申候、以上

辰三月朔日

居留地 商社懸り

此度従京都御軍勢御差向相成、既に東海道筋へ御先鋒^{マサキ}発行の由に相
聞、然れ共素より被為^レ對

朝廷へ深く被為在 御謹慎^レ候義に付、此上如何様の御沙汰有之候
共、御恭順被為在勤王^{マサマ}の御素志^{マサシ}相貫^{マサツ}候様、被遊候思召に付、万一官
軍へ^{マサ}對し^{マサ}輕拳^{マサ}暴動^{マサ}致し候もの有之候ては^{マサ}對し

天朝へ恐入候而已ならず、夫か為に御誠意も不相達、万民塗炭に落
入候様可相成候間、心得違無之、弥一同謹慎罷在候様可致、忠義の

志に出候共、相違候趣に差悖候ては御為に不相成候間、能々御意趣の趣體認致し、決て妄動無之様堅く相守可申旨被 仰渡候

右の趣向々へ可被相触候

二月

右の通御書付出、従町 御奉行所被仰渡候間、町中家持・借家・店借裏々迄老人別に篤と申聞、早々可被相触候

辰三月二日

町年寄 役所

此度相触候通、従京都表御軍勢御差向相成、実以奉恐入候義に付、只管恭順の 御沙汰相待候事に付、官軍へ対し、決て粗忽の挙動有之間敷候、右は対し 天朝へ恐入候義は申迄も無之、且府下百万生靈塗炭に陥り候様相成候義に付、実以不忍次第に付、仮令忠義の志に出候共、此旨に相悖候ものは、我意に背候者に付、予か身に刃を蒙るも同様の義に付、此旨篤と相弁、心得違無之様可致もの也

三月二日

右の趣被仰出候に付、市中のもの共決て動揺不致、諸事相鎮、火の元別て嚴重相心得候様可致旨、地借・店借裏々迄能々申聞候様、早々可相触候

右の通従町

御奉行所被仰渡候間、町中家持・借家・店借・召仕等老人別に篤と申聞候様、早々可相触候

但自身番屋へ相認め張出し置、今日中惣躰行届き候様、急度相心

得可申候

辰三月二日

町年寄 役所

勅使 御下向の儀に付、都下の人心致動揺間敷ものにも無之候へ共、斯迄御恭順御叮嚀の御取扱を以、御迎へ被遊候義は、聊御二心無之義を

天朝へ御あかし被遊候義にて、必ず御不当の御所置は有之間敷こと

と被 思召候ての儀に候間

勅使へ対し、失礼の所業等、決て致間敷候、右に付非常御警衛の為、夫々御固め等被為建候間、都下人民いづれも心得違の所業決て無之様精々可被心得候事

辰三月

奉行

惣町火消 世話番 名主共

今般

勅使御下向に付、御当日并御逗留中、市中火の元の義専要に付、町火消人足共其組合頭取共宅へ人数引分け相詰居、自然手過等有之候は、早速駈付、不事立内打消候様可致

一、御着御当日并御逗留中、若小組合内を横切 御通行有之候は、縦令向側たり共、通路致間敷、外組合にても右御道筋を不越方にて消防致候様可致

但外組合にて応援候義は、御通行有之節に限り候事

一、右 勅使

御通行の節は、申迄も無之、諸御人数へも決て失礼の義無之様
神妙に可致

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

辰三月四日

幸町

名主 次郎太郎

品川町

同 庄左衛門

右の通北 御年番所に南人足御改方御立合被仰渡候、此段御達申
候、以上

北人足改 服部嘉太夫跡

桜井錦次郎

右御書付被成御渡候間、此段御達申候、以上

三月四日

小口 世話懸

京師并大総督府へ謝罪の義、厚被仰立候趣も有之候に付ては、此度
官軍江戸表へ御入込相成候共、兼々被仰出候通、堅く相鎮決て動揺
不致、官軍へ対し毛頭不敬の義無之、且鳴物の義も渡世の外は一切
停止可致候、此旨市中は勿論、在々に至る迄急度可相心得候
右の通可相触候

三月

右の通御書付出候間、町中家持は不及申、借屋・店借裏々召仕等迄

慶応四年三月四日〜三月五日

老人別に篤と申聞候様、早々可相触候

三月四日

町年寄 役所

申渡

近々

勅使御下向に付、御道筋町々取締心得方左の通

一、御道筋横町メ切場所の義、御見分御差図の通相心得、其外御見

通長き所メリ不宜所は見計、竹矢来・竹木戸補理可申事

但メ切喰違、明き幅*其所の*道幅にも寄候へ共、乗り懸け馬

通り候様八、九尺有之程明け、仮木戸仕附可申事

一、御道筋町々盛砂可為仕事

一、御到着夜分に候は、御道筋町々両側町屋軒下提灯為差出可申

候事

一、御道筋町屋の内、明き地有之所は板固仕、其外御見通しにても

見苦敷所、メリ不宜所は板囲、又は*ひしき竹にて見計固*可仕

候

一、御道筋の内、物干并竹藻苳等其佝為差置可申候事

但破損致、危く見へ候所は、為取払候様可仕事

一、看板の義は、為取入候へ共、看板類笠木等其佝為差置可申候事

但右同断危く見へ候処は、為取払候様可仕事

一、御道筋町々湯屋の義 御到着御当日・御前日両日為相休可申事

但右御両日両度の外、御逗留中風烈の節は為相休可申事

一、御道筋の町内男女奉拝候義、他所の者一切不差置、家内男は土間に平伏、女は床上に罷在不苦事

但忌服有之者差出申間敷候事

一、御道筋町々名主麻上下、家主は羽織袴着仕罷在可申候事

一、御到着の節、御通行町々往来*人*為差留可申事

一、御道筋町々豆腐屋・菓子屋・味噌屋・蕎麦屋・鍛冶屋の類、都て大火焚候者は御前日・御当日為相休可申事

但右御両日の外、御留滞中風烈の節は、為相休可申候事

一、御道筋往来掃除入念申付、風立候は、時々為水打可申候事

一、御道筋町屋二階の戸_メ切、目張致可申事

一、右町屋の分御到着御前日夕七つ時迄に、竈元翌日迄の用意為

致、暮_六つ時限り町役人見廻り、夫より御旅館御着相済候迄一切

火為焚申間敷候事

一、温_マ鈍屋の儀、御到着御前日・御当日為相休候事

但風立候節為相休可申候事

一、武家方賄惣て焚出し請合候もの、右に准し可申事

但武家方御手支不相成候様仕、若夜中より火焚付候は、火焚

所に家主附居、火の元入念候様、名主共より時々為心付可申

事

一、普請の義御構無之候へ共、噪敷義無之、火の用心大切可致候事

但御道筋町々は御到着御当日為相休可申事

一、町々表裏共、明地用心悪敷所固_マ入念可申付事

一、並手桶表間敷に応し為差出可申事

一、木戸に高挑灯出し置申間敷候事

一、町々水溜桶損候分早々仕直し、水不絶様汲入置可申、且町銘の

札并裏井有之場所・路次は目印*損*し候分は、是又仕直し可

申事

右の趣

町御奉行所依御差図申渡之

辰三月

右の通被 仰渡奉畏候、不取締の義無御座候様、入念申合可相勤

候、以上

辰三月五日

組々 世話懸 老人つ、受 印

右喜多村又四郎殿にて被申渡

右御達申候、以上

辰三月六日

組合 世話懸り

覚

三月五日

一、今日黒川近江守殿願の通り、御役御免被仰付候

一、松浦越中守殿町 御奉行被仰付候間、此段為相知候間、以上

三月六日 名主

勅使御下向の義に付ては、御触の趣相守候は勿論、御到着

事

一、町々表裏共、明地用心悪敷所固_マ入念可申付事

御逗留町々心得方

一、勅使 御着の節并前後御当日、御道筋町々商人共は、穩便に商売為致可申候事

但二階窓目張致置、家根上へ人上げ申間敷候事

一、御道筋町々商ひ其外、車等往還障に不相成候様片付置可申事

一、湯屋其外大火焚候家業の分、別て心付、火の元入念渡世為致、風烈の節は相仕舞可申事

但御道筋最寄町々の義は、御前日・当日為相休可申事

一、夜商人の義は、其日稼の者に付、差留候ては難儀可仕義に付、火の元入念候様精々申付、夜商人出候場所は、町役人時々見廻り心付可申事

但風烈の節は為相休可申

一、講釈其外人集致候渡世のもの、御通行当日は為相休可申事

一、普請場所焚火為致申間敷、建前其外都て物噪敷義、無之様為致可申事

一、自身番屋詰合人数、不減様膝代りに致し、時々見廻り方怠慢無之様可致事

但御通行の砌、町役人自身番屋前へ下座致罷在候事

一、御通行の町々見世に罷在候もの、男は土間に平伏、女は床上に罷在相慎、家内のもの・召仕等迄失礼・不行届の義無之様、急度可申付事

一、水溜桶水不絶様汲入置可申、裏井有之場所は、路次へ目印差出

慶応四年三月四日〜三月六日

し置可申事

一、町々表裏共、明地用心悪敷場所、固入念可申付候事
右の通申合可仕哉、御伺奉申上候、以上

辰三月

世話懸 名主共

右の通り北

御番所へ相伺候処、伺の通被仰渡候間、此段御達申候、以上

三月四日

小口 世話番

今朝喜多村御役所にて御渡御触書は、去る二日御触の内、自身番屋へ張出し候分、文字仮名交りに相成候間、張出し書張出し書早速引替候様可致、尤御触御文言取直し候様心得候ては不宜、全く下々のもの分り易き様かな交りに御認め相成候義に付、行違不申様能々可申通、板刻の方御触は其仮張出し置可申候

右御触書町々に寄、自身番羽目又は是迄張出し置候書付の下へ張出し候分も有之候間、外張出しものに不紛様取計可申候

右は北御番所にて御沙汰有之候間、御組合限り御通達、行違不申様急度御取計可被成候、以上

三月五日

小口 世話懸

以廻状得御意候、然は陸軍方市中取締として、誠忠隊昨夜より牛込牡丹屋敷家主水茶屋幸吉方へ屯所に相成、御支配町々巡邏持場に付、若步兵隊のもの罷越、乱妨致候義は勿論、其外市中難渋筋有之候は

、右屯所へ可申越候、且巡邏の節、各様御宅へ立寄候歟、又は自身番屋へ罷越御引合申筋も可有之候間、是又御通達申候様、出役方左の名前の衆より申聞候間、早々御支配限り行届候様御達可被下候

市中取締懸り

山崎龍太郎

山中港司

吉田新十郎

浅田耕蔵

松下金五郎

岩藤乙次郎

右御達申候、以上

辰三月六日

中村甚平

右の通相達来候間、此段相達申候、以上

辰三月七日

名主所

火附・盜賊其外異変等、御双方三御廻り方へ御届に不及旨、当月二日御達有之候、然る処左の廉々

一、忠孝奇特のもの

一、主殺・親殺其外都て目上のものへ為疵負候者

一、強賊の類

一、町方并最奇共事変候義

右の分、以来御双方隱蜜廻り御筆頭へ計御届け差出候様可申通旨、

三御廻り方より御談に付、御組合限り月行事持場所共、御通達可被成候、以上

辰三月七日

小口 世話懸

申渡

町方支配町人拝領屋敷・預り地・抱屋敷・抱地、名前・間数・坪数、去丑年十一月中書上候振合を以、半紙堅帳に相認め、組合限り取集、年番名主より来十三日迄に可差出候

但去る丑十一月中書上後、所持致候分并書上置候内讓渡等致し候分、是又当二月十日迄の分可書出候、無之組合は、其断半紙堅帳に認め可差出候

右の通組々早々可申通旨、被仰渡奉畏候

辰三月八日

南北小口年番 神田平水町

名主 啓 蔵

外式人

右は館市右衛門殿にて被申渡候間、御組合限御取集め、御同所へ御差出可被成候、此段御達申候、以上

三月八日

神田 年 番

右御達申候間、御取調有無共、来十二日迄に無間違三市方へ可被遣候、以上

三月十日

組合 年 番

石川河内守
松浦越中守

勅使并御同勢御下向相成候に付ては、取締・取鎮置心得違等無之様
可被致候事

三月

右の通御書付出、從町 御奉行所被仰渡候間、為心得と此段申渡候
右の通組々番外迄不洩様早々可申継旨、被仰渡奉畏候、為御請と御
帳へ印形仕置候、以上

辰三月七日

南北小口年番 神田平水町

名主 啓藏

外三人

右は喜多村又四郎殿にて被申渡候事

三月八日

神田年番

陸軍方歩兵取締重立取扱候者

小十人格

歩兵差図役並勤方

山崎龍太郎

同 山中港司

富士見御宝蔵番格

炮兵差図役並勤方

古田新十郎

遊歩の歩兵取締役屯所名前

同 浅田耕蔵
歩兵差図役下役 岩藤乙次郎

同 松下金五郎

飯倉五丁目 嘉七地借 善次郎

本郷四丁目 家持 周八

神田鍋町西横町 家主次郎兵衛地面内 明家

麴町五丁目

家持 九右衛門 江州住宅に付

店支配人 久右衛門

宇田川町

仁兵衛地借 寄渡世 徳兵衛

尾張町式丁目

利兵衛地借 弥市

横山町三丁目

五人組持店 明家

慶応四年三月七日～三月十日

慶応四年三月十日、三月十二日

深川永代寺門前仲町

久七地借 奇渡世 源太郎

牛込牡丹屋敷

家主 幸吉

浅草駒形町

定七地借 明家

呉服町

喜右衛門地面内 明家

浅草山川町

正兵衛店 明家

右為心得組々不洩様申通、前書御取締名前自身番屋内へ張出し置候様可被取計旨、南 御番所被仰渡候間、此段御達申候、御組合限り今日中行届候様御取計、相届き候は、其段御返答、明十一日昼時迄、坂部六右衛門方へ無相違可被遣候、以上

三月十日

改正懸り

右御達申候、早々行届候様御取計可被成候、以上

三月十二日

組合 世話懸り

町々押込盗賊其外都て事変候義、入御聴に置不申候ては難相成筋は、委細御書取、御支配御同役より北 御番所御年番所へ御届け可被成旨、御同所にて被 仰渡候、尤湯屋盗賊其外小盗致し候類、都て聊の事は逸々及御届に不申、且其次第に寄、夜中にて時刻移し

兼候義は格別、左も無之義に候は、翌日にて不苦候間、各様に御心付、御支配御同役御打合の上、手違の義無之様御取計可被成旨、御組合限り早々行届候様御通達可被成候

但右は北 御番所計御届け可被成候、若御出勤前に候は、其訳け被 仰立、御当番へ御差出し可被成候

右御達申候、以上

辰三月十一日

小口 世話懸り

申論の趣

組々 世話懸 名主共

勅使

御下向に付、追々被 仰出候趣も触申渡置候処、御同勢江戸着相成候に付ては、御恭順御謹慎の御趣意深く相弁、御同勢へ対し末々に至る迄、不敬の義決て無之様深切に説得致し、且火の元等別て嚴重に相守、諸事相慎罷在候様、町役人共厚世話致候義には可有之候へ共、猶精々入念候様可致旨、其方共より組々へ不洩様早々可申通事

辰三月十一日

右は北於

御白洲御諭御座候間、御組合厚被仰合、早々行届候様御取計可被成候、以上

三月十一日

小口 世話掛

右御達申候、以上

三月十二日

組合 世話懸り

口 達

勅使御下向に付、御同勢御旅宿其外右に付候御用筋、其御向より直に市中町々へ御達有之候は、諸事差支無之様早々可取計候

辰三月

右の通為心得と被 仰渡奉畏候、以上

三月十四日

組々 世話懸 受 印

右は喜多村又四郎殿にて被申渡候間、町々へ早々行届候様御最奇へ御達し可被成候、以上

三月十五日

組合 世話懸り

一つ橋大納言殿大総督府有栖川宮へ御逢、此方御事情御貫 可相成御手続に候間、右

御沙汰不相待致妄動候ものは、公民の御為復り、以の外の筋に付、此旨厚く相心得候様末々迄嚴重可申渡候

右の趣向々へ不洩様可被相触候

三月

右の通可相触候

近国村民騒立候に付、為鎮撫と被差遣候もの共の内より致脱走、官軍へ対し不都合の所為有之候哉の趣相聞、右は兼て被仰出候御趣意

慶応四年三月十二日～三月二十四日

に相背候もの共に付、召捕次第夫々嚴重の御仕置可有之候、就ては此旨心得違無之様可被致候
右の趣不洩様可被相触候

三月

右の通御書付出候間、町中家持・借屋・店借裏々召仕等迄各人別に申聞候様、早々可相触候

辰三月廿四日

町年寄 役 所

此度

御征討御差下げ相成、今十五日御討入の風聞も有之候に付、御歎願相成候処、大総督府伺済迄御討入の義見合の旨、參謀西郷吉之助相答候に付、屋敷井市中共猥に動揺致し、意外の不都合相生し候ては、以の外の義に付、諸事静穩に致し、御沙汰相待候様可致候
右の趣可被相触候

二月

右の通御書付出候間、町中不洩様入念早々可相触候

辰三月十五日

町年寄 役 所

口 達

甲州街道よりの官軍人数、今日尾張殿御屋敷へ御着相成、右は夫々御懇義相成居候に付、御道筋最寄町々決て動揺不致様早々可申通事

三月十八日

右の通從町 御奉行所被仰渡候間、最寄町々のもの決て動揺不致候様、名主共より忝人別に篤と可申聞候

右の通被仰渡奉畏候、私共支配町々忝人別に不洩様可申繼候、為後日御請書差上候、以上

辰三月十九日

右は喜多村又四郎殿にて被申渡候、依之相達申候、以上

三月十九日

名主

諏訪因幡守内

上原伝右衛門

内藤駿河守内

小松多仲

右兩人被罷越、夜具五百人前、官軍方屯所尾張殿屋敷へ可相納旨被申渡、依之四谷分拾壹ヶ町分百七拾六枚、尤壹ヶ町拾六枚つ、年番町へ取集可被相納候事

但越町分拾九ヶ町

三百四枚割合

右の通早速行届候様可被致候事

辰三月十九日

名主

組々 世話懸 名主共

当節種々の隊号を以町方へ罷越、米金用談申越候者も有之由相聞、

如何の事に候、右は全諸隊号申偽候義にも可有之に付、右躰のもの罷越候は、及断候は勿論、相糺月番の番所へ訴出候様可致

右の通組々不洩様可申通旨被仰渡奉畏候、仍如件

三月十九日

組々 世話懸 名主

惣代請印

右の通北 御番所にて被仰渡候間、御達申候、以上

三月十九日

小口 世話懸り

右御達申候、以上

三月廿三日

市嶋田

覚

尾州御屋敷に屯罷在候官軍、今卯刻より申刻迄、的打発炮有之候間、市谷洞雲寺詰御目付方より御達有之候間、其町々動揺不致様、早々裏々迄行届候様御取計可被成候、以上

三月廿四日暁

名主

覚

米田権次郎

富士見御蔵宝番格

歩兵差図役勤方

館雅三

同同 須崎常太郎

右のもの市中取締増懸り申渡候間、市街夫々不洩様御達有之様致
度、此段御達およひ候

三月廿四日

右の通御懸合相成候間、組々可申通旨北

御年番所にて被 仰渡候間、御達申候、以上

三月廿四日

小口 世話懸り

覚

今廿五日佐久間鑄五郎殿町御奉行被仰付候、此旨町中不殘早々可相

触候

辰三月廿五日

町年寄 役 所

三月七日以来

紛失の品

一、拵付大小

刀の方 半太刀作へ乱桐金

象眼惣金物

中身式尺三寸五分 清久在銘

鍔鉄撫角金乱桐彫上

目貫金色絵大鈴

鮫 蠟色塗

柄 革鉄錆塗

慶応四年三月二十四日〜三月二十六日

鞘栗色刷毛目いんてん
下け緒茶平打

一、差添の方

中身九寸 若衛在銘

鍔鉄はみ出し唐草金象眼

縁頭鉄肥後蝶金象眼

鐘鉄へ桜象眼

目貫赤銅桜折枝金色絵

鮫白

柄革鉄錆塗

鞘いち〜笛巻

小柄四分一鹿彫下け

吉国周播作之(因カ)

下け緒紺丸打

一、拵付脇差

中身壹尺壹寸程 無銘

鍔杏肥後銀象眼縁筋入

縁頭赤銅石目松葉金象眼

鮫白

柄糸薄鼠

鞘朱溜いんてん

小柄赤銅七々子金抱打(マモ)

下け緒紫丸打

メ

三品

右は北

御番所様御懸り

三月廿三日 触出し

四月 二日 返答

右の通取調返答有無共、日限無相違可申出候事

三月廿六日

名主

定廻り

三井伴次郎

右は今般大八木四郎三郎跡隠密廻り筆頭被仰付候間、組々早々御通

達可被成候事

三月廿二日

北 隠密廻り

右御書付御渡被成候間、此段御達申候、御組合限り早々御通達可被

成候、以上

三月廿二日

神田年番

右御達申候、以上

三月廿六日

組合 年番

申渡

官軍外候御府内所々へ止宿相成候に付、出火等有之候共御謹慎中の義に付、別て銘々厚相心得、右近辺は勿論、其外共猥に出行致間敷候、兼々相達候趣堅相守、心得違無之様家来末々に至る迄急度可被申付候

三月

右の通御書付出候間、町中家持は不及申、借屋・店借裏々迄老人別に篤と申聞候様、入念早々可申通候

右の通從 町御奉行所被仰渡候間、組々不洩様厚心付、入念早々可申継候

前書の通被仰渡奉畏候、為御請と御帳に印形仕置候、以上

辰三月廿五日

組々世話懸

老人つ、受印

右は喜多村又四郎殿にて被申渡候

辰三月廿六日

世話懸

申渡

勅使 御下向に付、市中火の元等別て入念諸事相慎候様、追々触申渡置候趣も有之候処、官軍御人数御入込相成候に付ては、不敬の義無之様猶情々申付、且町人共自己の願筋等右御人数の内へ願出致候ては、以の外の義に付、心得違のもの無之様可致旨、名主共支配限

り老人別に申聞、不都合の義無之様其方共可心付候

右の通、町御奉行所より被 仰渡候間、組々不洩様早々可申継候

右の通被 仰渡奉畏候、為御請と御帳へ印形仕置候、以上

辰三月廿六日

組々世話懸 請 印

右は喜多村又四郎殿にて被申渡候間、此段御達申候、以上

辰三月廿七日

組合 世話懸

乍恐以書付奉願上候

一、三組番組両替屋行事共奉申上候、此節錢相場追々下落致し、諸

商人共より両替屋共手元へ溜錢多に相成、身薄のものは家業相

休候様成行、当節の姿にては此上差支混雜等生し候ては奉恐入

候に付、私共種々談判仕候処、近頃百文錢引続御吹立、其上藤

堂・会津御両家様等へ吹立御免相成、右錢取交通用致候処、此程

上方筋等にては真鍮錢・文久錢先年の通り四文通用に相復候^{アイカキ}杯

風聞仕り、道中筋在々にても承伝へ、御当地へ持出し候へは、歩

増の俣にて通用致し、格外利潤相成候故、追々持出し、又御当地

へも右風聞相移り、兎角文久・真鍮錢共諸人忌嫌、百文の方相好

候人氣相成、両替屋共手元へ日増に差湊ひ、既に当時相場

一、金壹両に付

百文錢 拾貫六百元

文久 真鍮錢 拾式貫三百三十式文

慶応四年三月二十六日〜三月二十八日

右の通相場格外相隔、書上一様にては取引差支候に付、先達て申上

当百錢、文久・真鍮錢と相場二様に書上は仕候へ共、前段不捌の錢

追々諸方より持込候而已、両替屋共方へ相溜り、無抛當時持合相場

に御座候間、事実相場立仕り候へは、格外相場下落可仕と奉存候、

且亦書上げ相場二様にて錢釣取引等混雜候間、去る酉年中銅小錢歩

増被仰出候砌、百文錢潤沢致し、大小錢とは相場相隔候間、相場違

算当書、両替屋見世先へ張出し致置、其内通用手馴候間、今般の義

も当百錢、真鍮・文久錢とは相場違直開張^カ出し置候は、商人釣錢

取引差支申間敷哉に奉存候、然上は私共申合、此上買方出情^{イカ}仕り、

両替差支無之様可仕候間、此段御聞濟奉願上候、以上

辰三月

三組番組 両替屋

行事名 前

当節錢潤沢相場追々下落、百文錢と文久錢直開強く、諸商人釣錢差

引に混雜を生し候に付、両替屋見世先へ張出し候相場書下へ、百文

錢と文久錢直開何文と認め下札仕度旨、別紙の通申立候、一鉢錢相

場の義七ヶ所の相場所にて、仲間売買の直段毎夜持寄平均致、書上

候仕来に御座候処、芝井本郷式ヶ所は 官軍の御宿割に相成、四谷

は類焼致し、相場所相減候に付、平均の仕来相止め、持合相場書上

候趣、此相場立方何を目当と申も無之候間、錢相對の売買

一、金壹両に付

百文錢

慶応四年三月二十八日、四月朔日

拾貫七百文位売

拾貫九百文位買

文久錢
真鍮錢

拾三貫四、五百文位売

拾三貫七、八百文位買

右の通にて書上候相場と、相對取引の相場と、百文錢の方文久・真鍮錢の方は壹貫六拾四文安に書上げ、相場事実に無之故、商ひ品釣錢差引に違論を生し候義に付、七ヶ所の場所三ヶ所相減し候ても、残り四ヶ所の賣買直段仕来の通り平均事実の相場立書上げ候様為致、且百文錢と文久・真鍮錢と相場違直開き、張紙の義は、去る西年銅小錢歩増被仰出候砌、百文錢直安にて大小錢との直開き有之、釣錢に付混雜致候砌、張紙御聞濟相成候に付、右の取扱にて穩に相成、先例も御座候間、今般の義も右の振合に為仕候は、差支有之間敷様奉存候、依之別紙兩替屋共差出候書付相添奉申上候、以上

三月

小口 世話懸 名主

兩替町 本郷 四谷 芝

京橋 浅草 神田

別紙の通北御番所へ申上候処、昨廿七日御聞置相成候間、兩替屋見

世先へ左の通

一、今日相場

金壹兩に付

当百錢

文久錢
真鍮錢

壹枚に付
何拾文増

右の通張出し致候間、商人共見世先へ張出し置、釣錢と混合不申様、御組合限り、早々御通達可被成候、以上

辰三月廿八日

小口 世話懸り

右御達申候、御支配限り早々行届候様、御取計可被成候、以上

三月廿九日

組合 世話懸り

町火消人足共の内、組合内地主其外重立候商人共方へ罷越、押借同様の所業致候もの有之由に付、早々取調、右躰の義有之候は、早々金子為差戻、異来不取締の義無之様可致旨、北隠密廻り方より御沙汰に付、此段御達し申候、以上

但有無共御組合限り御書取、三井伴次郎殿へ早々御差出し可被成候、以上

三月廿八日

小口 世話懸

右御達申候、御支配限御調有無返答書、兩三日中左内方へ可被遣候、以上

辰三月廿九日

組合 世話懸り

覚

今朝日昼時

柳原様 御通行に付、町々横町板囲并二階家根目張等

御成の節の通り相心得、都て不敬の義無之様、兼て御触被仰渡の通り、家主一同羽織袴着用、自身番并前後の木戸に附居店主下座等の義、弥入念可被心付候事

四月朔日

名主

申渡

勅使近日御府内へ御入の趣に付、右承込次第 御通行筋町々メ切場所取縮方、其外先達て申渡候通厚相守、諸事物静仕り物見ケ間敷義無之様、地借・店借裏々迄申付、火元等繁々見廻り入念候様可致候右の通相心得、差懸り 御入の趣承込候は、御道筋可被成町々前書の通り取計可申事

辰四月

右の通従 町御奉行所被仰渡候間、兼て申渡置候条 厚相守、不取締の義無之様諸事可心付候
前書の通被仰渡奉畏候、為御請と御帳に印形仕置候、以上

申渡

御道筋御見通し長き所メり不宜候場所、喰違・板囲・竹矢来等補理候に不及、見計縄張等にて人留平伏為致置、横町の分は追込是又同様縄張にて人留の事

但先達て喰違・板囲等補理有之候場所は、其低其低にて差置可申

慶応四年四月朔日、四月三日

事

右の通、町御奉行所より依御差函申渡之

四月

右の通被仰渡奉畏候、為御請と御帳へ印形仕置候、以上

辰四月二日

芝本郷 越町 四谷

名主 受印

右の通喜多村又四郎殿にて被申渡候

勅使近日御府内へ御入の趣に付、右承り込次第、御通行筋武家屋敷潜門引寄、惣戸メり致し、物静に慎み居り、物見ケ間敷義無之様、家来末々迄兼て申付置候様可致候
右の趣向々へ不洩様可相触候

四月

此度一橋殿・田安殿御連名の御歎訴状、一橋殿御持参東海道官軍大総督宮御方へ御参上、且若年寄・大目付・御目付にも同様為歎願と罷出候処

上様御恭順の御謹慎の御誠意、相頭候に付ては、寛大の思召を以

御沙汰の品 御先鋒惣督より以

勅錠可被仰出候段被仰渡候に付ては、何れも此上兼ての御趣意厚相守、弥相鎮居候様可致候

右の趣向々へ可相触候

慶応四年三月二十七日、四月三日

四月

右の通御書付出候間、町中不洩様入念早々可被触候

四月三日

町年寄 役所

明四日柳原殿・橋本殿六半時池上御発駕、御入城有之候

一、御道筋往来差留め、且屋敷・町家共先達て相達候通、格別礼節を尽し不敬の義無之様可相心得候

四月三日

御道筋

品川御小休、三田通り・赤羽根橋、西久保天徳寺にて御支度有之、

夫より寅御門・桜田御門、御入城

右の通り御書付出候間、町中家持は不及申、借屋・店借裏々迄不洩

様申聞、兼て申渡し置候通堅く相守、火の元等の義別て入念諸事不

取締の義無之様、早々可相触候

四月三日

町年寄 役所

辰三月朔日以来

紛失の品覚

一、時計

巻 っ

銀目けら皮象眼入

車其外フラチナ減金

附属の品

早針 六つ割

小豆くさり 上の方三本くさり 下の方式本

磁石 巻 っ

右は北

御番所御懸り

三月廿七日 触出し

四月 六日 返 答

右御触紛失物、其町々入念裏々迄取調、似寄の品有之候は、早々可被申出候、尤無之町々は、其段月行事印形持參可被申出事

三月四日

名主所

年 番 名主共

市中貧民共此程難渋の趣に付、其日稼のもの共へ御救米被下候間、得其意を人別書出し方の義、前々の振合を以名主一と支配限取調可差出、尤取調方の義、別条^{マヤ}條書の通り相心得、格別に入念取調、組合名主の内致加印、差出し候様、惣名主共へ早々通達可致候

辰四月

其日稼のもの取調方目当

一、棒手振・日雇稼にて其日暮しのもの

一、諸職人手間取に出、其日の手間賃計にて家内扶持のもの

朱、但弟子有之候ても幼若のものにて、同居人同様にて引渡し候方も無之もの

一、道心もの・修行者、其日暮のもの

一、地主共の内、場末にて纔の住居計にて、上り高無之、其日稼に出、徳分計にて大勢の厄介扶助のもの

*但家主共義も、場末は勿論、其外少分の場所家守致し、外家業も無之、暮方難渋罷在り候もの

一、地借の内、家作は外方へ書入、店賃同様の分、其外類焼後聊の仮建家致し雨露凌居候もの

一、人別の義は調中にて、未決の分も書出可申候*

右の通り御役人中被仰聞候間、御組合御支配限り、月行事持場所共急速御取調、三才迄の小児は相除き、名前・年附等入念、別紙人別雛形の通り、半紙縦帳片面四人つ、御認め、御組合御同役御加判、御支配限り来る十日迄の内、老ヶ町にても御出来御手操次第、追々御差出し可被成候、尤別紙目当廉書の通り御心得、御調違等無之様

精々御心付可被成候、此段御急達およひ候、以上

辰四月二日

町会所 年 番

本文山の手辺又は本所・深川其外へ引越居、元町に人別有之分は、元町へ懸合の上、当時住居又は同居罷在候方より御書上り可被成候

札け下

其日稼の者人別書上

何番組

何町外何ヶ町

名主 誰支配

何町

誰店

一、何人暮

何稼

誰

妻

辰何才

悴

同何才

娘

同何才

父

同何才

母

同何才

一、何人暮

何稼

誰

同人店

札 け 下

慶応四年四月三日

辰四月三日

組合 世話懸

妻

誰

辰何才

懸人

誰

同何才

同人店

一、独身

何稼

誰

同何才

何百何拾人

何ヶ町

惣人数 何千何百何拾人

右は其日稼の者人別取調申上候、以上

年号月日

右町々

名主 誰 印

何町

組合名主 誰 印

町 御会所

本文家主にて御救相願候分は、其店の末へ御書出可被成候

道心は道心坊と御書訳可被成候

店主女の分は、誰後家敷誰娘と肩書御認め可被成候

右御達申候、前書目当に習ひ行違無之様御心得、人別書上げ御手廻

し次第御差出し可被成候、以上

口達

御救頂戴に罷出候者共の内、相店のもの代兼、又は家族の内にて、若年もの不差出様いたし、女の分は目立候衣類は勿論、籠甲の類、銀かんさし等相用候義は、家主より相制、都て不都合の義無之様、家主中相互に心付可被合候事

一、今般御救相除候もの

一、土蔵持敷

一、表間口手広に住居敷

一、地借にても他町抱地面も有之敷

一、店子の内にも、内実金子等貸出し、度々出入致し候敷

一、質屋敷

一、米屋の類

一、其外都て品仕入多分の分

一、高金の品取扱候もの敷

本文の内にも、土蔵売居等に差出し有之分は可仕敷

右の外決し兼候分は、何ヶ度にて問合候上、書上可被申、本文現在人別書上げ候方可然、左候迎奉公又は住所無之分差加へ候ては、御調の砌家主中御沙汰有之候ても不宜候間、呉々厚相心得候間、其段可被相心得候

一、御救人別取調、来七日迄の内、下調出来致候様可被取計候

右の通可被相心得候事

辰四月三日

名主

此度被 仰出候

勅錠(マ)の趣、御許承被成候に付(拜カ)

上様来る十日当地御発途、水戸表へ被為入候間、此段可被相触事

四月

右の通被 仰出候間、御前日・御当日共、町中心得方平日の通たる

べく、尤火の用心の義は不及申、物噪敷事無之様相鎮罷在(マ)

御通行の節、不作法の義無之様可致事

右の通従町奉行所被仰出候間、組合中早々申通、町中家持・借屋・

店借裏々迄相心得罷在候様可致候

四月八日

南北小口年番

神田平水町

名主啓蔵煩に付

鎬之助

外式人

右は只今樽俊之助殿被申渡候間、此段御達申候、御組合限り早々御

通達可被成候、以上

四月八日

神田年番

右御達申候、以上

四月八日

組合年番

慶応四年四月三日〜四月十日

今般徳川慶喜謀叛(ヨシヒサマ)の罪状明白に付

朝廷におゐても不被為得止御追討被仰出、三道の官軍一同御打入に可相成、右に付浮説・流言等も有之趣、江戸市中のもの共大に致動揺、家財等持運び、或は他所へ引移候者も有之哉に相聞、不便の事に候、然る処慶喜恭順の模様、上野表におゐて謹慎罷在、謝罪の義段々歎願も有之候に付

大御総督より御沙汰を以、打入御延引相成候事に候、既に去る四日勅使御入城、寛太の思召を以御所置の箇条被仰出候処、慶喜におゐても承伏仕り、日限の通り実効可相立由に付、右謝罪の実効無相違相立候上は、追々解兵の御沙汰も可有之、百姓・町人共におゐては元来

天子の御民にて、万民塗炭(とんだん)の苦を被為救候は、朝廷素より御趣意に候間、右等の次第篤と相心得、平日の通無掛念渡世可致候、此旨市中近在へも不洩様急度可触知もの也

四月

追て官軍におゐて兼て嚴重の御法令被為立候へ共、下輩のもの共万一乱妨等の義有之は、早速最寄陣所へ可訴出、僉儀の上至当の御所置可有之候事

四月

東山道 総督府 参謀

江戸市中#近在

百姓・町人共

右の通東山道総督府参謀より、可触旨被相達候間、江戸市中并近在百姓町人共不洩様早々可相触候事

右の通御書付出候間、町中不殘入念早々可相触候

四月十日

町年寄 役 所

今般海陸諸道進軍候は、朝敵慶喜并抗命の族而已誅鋤被遊候

観慮の処、当人悔悟謹慎に付ては、従來の行状雖不可赦、生靈塗

炭の艱苦不被為 忍、罪魁すら猶死一等被宥之上は、帰郷の輩は勿

論、既に往者不咎才能及有志のものは

御拔擢 意 兆愛撫の意四海へ

御表示の 思召にて、徳川譜代の倍臣・小吏に至る迄、東般の患無

之様御扶助被成下候に付、疑懼を不抱此 聖意を奉戴し、士農工商

等一切安堵營業可致候、尚追々從 闕廷徳教

御宣布候へ共、当分徳川祖宗の*良*法は其佞變更無之候条、勳

王一途に心得違有之間敷候、且当国諸事訴訟等は、聊無 忌諱 当総

督府へ可申出候、其上至当公平の裁判可有之もの也

四月

東海道 鎮撫総督府

別紙の通東海道鎮撫総督府より被 仰達候条

観慮の段奉承伏、誠に以御仁厚の次第、自今に於ても難有御義と存

候間、此旨共心得違無之様遍く申論し、遵奉致し可申段精々可被申渡候

右の通田安中納言殿より被仰渡候間、向々へ不洩様可被相触候

四月十日

右の通御書付出候間、町中不洩様入念早々可相触候

辰四月十一日

町年寄 役 所

此程池上本門寺御逗留相成居候

勅使御両卿、明十三日西城へ御越の趣并駿府表御逗留被為 成候

有栖川宮、明十三日川崎宿御着、十四日西城へ被為

入候趣に付、官軍参謀方より御布告も可有之候へ共、猶亦兼て相達

置候通り、武家は勿論、市在末々迄、心得違動揺ケ間敷不敬無之様

可致候

右の趣向々へ早々可被相触候事

右の通御書付出候間、兼て申渡置候通り堅相守り、火の元等の義別

て入念、諸事不取締の義無之様、早々可相触候

辰四月十二日

町年寄 役 所

官軍御人数三道より

御入込、御宿陣中諸入用、江戸市中にて相用可申旨、御総督付総務

方より最寄町方へ御沙汰有之、御番所へ申上候処、御差支無之様可

取計旨被仰渡、右入用是迄の懸高而已、向後の懸り高惣辻相分り不

申、此節割合方見据相付兼候に付、町会所積金を以、立替の仕法先達て御打合、町会所へ書面を以相願候処、未だ御聞濟無之、追々御宿陣最寄町々立替相嵩、此上行届兼候趣差支候間、左の通取計にては如何有之哉

一、積金三ヶ月分、来る廿日迄組合限取集当所へ持寄、御宿陣最寄懸り高に應し割合候積

但此上懸り高相嵩可申候間、尚亦其模様寄、月数見積り取集め可申候

一、壹ヶ月積金高金千八百兩余

右の通差向用弁致し置、其内町会所願向御聞濟相成候は、尚取扱方御打合可申候

一、北陸道の方、是迄三番組・貳拾壹番組にて御用向仕来候へ共、

此上物組申合、日々兩人つ、浅草の方へ詰合の義は、御相談有之候へ共、東海・東山二道の方、詰合御打合も無之、組々出役割振差支候間、今暫く是迄の通り、其最寄にて御引請の積り致し度、

右及御相談候

但思召有無番組下へ御記可被下候

四月十三日

小口 世話懸

浅草田圃

六郷兵庫頭明屋敷

北陸道御総督府御本陣

慶応四年四月十日～四月十三日

御総督附

南部彦助殿申渡書付

北陸道 御総督御本陣、其外諸藩の宿陣并入用の夜具・炭・油・行燈・燭台・蠟燭・土瓶・茶碗・手桶・盥・柄杓・火鉢・湯風呂等江戸市中にて相弁し可差出事

但御本陣内居風呂等差出可申事

一、賄の義は、白米七合、金壹朱錢百文御渡相成候間、左の通仕立の事

一、朝 香の物 一、昼・夕 一、菜つ、

右近郷名主申合、夫々引請可取扱候事

四月十一日

右の通北陸道御総督付総務方南部彦助殿より相渡、外町々名主へ申合、御差支無之様可相勤候旨被申聞候に付、外組々名主へ申通、相勤可申と奉存候、依之此段申上置候、以上

辰四月十二日

三番組 世話懸

名主 共

小口世話懸

名主 共

村松町

名主 源 六

(二人欠損)

慶応四年四月十日～四月十五日

幸町

同 次郎太郎

西紺屋町

同 六右衛門

檜物町

同 又右衛門

米沢町

同 喜左衛門

品川町

同 庄左衛門

坂本町

同 新助

南八丁堀町

同 清左衛門

其方共常々出情役前実躰に相勤、殊に町法改正懸り申付置候処、
事正路に取扱、急場御用途物其外品々入組候調物等、昼夜相懸り、
速に調上げ、際立精勤致候に付、出格の御沙汰を以、源六・勘解
由・定次郎は孫代迄苗字、其身一代帯刀御免、勤中地割役格被
仰付
次郎太郎・六右衛門・又右衛門・喜左衛門は、其身一代帯刀被仰付
庄左衛門・新助・清左衛門は其身一代苗字、非常旅行の節帯刀御免
被仰付候

右の通被仰渡難有奉畏候、仍て如件

慶応四辰年四月十日

村松町

名主 源六

外九人

右北於 御白洲被仰渡候

右の通達来候間、此段御達申候

四月十三日

組合 世話懸

一、陸軍隊・撤兵隊其外当時人数罷出居候ヶ所、町銘・名前・隊号
取調可差出旨、南御番所にて御沙汰に付、御組合限り早々御調、
明十五日昼頃南 御腰懸けへ有無共御申越可被成候、以上
一、今般別手方屯所、本町壺丁目・下谷町式丁目・南本所元町・市
谷田町外四ヶ所、最寄自身番屋御詰合相成候に付、町々強盜・押
借等の義有之候は、早々右へ致注進候やう可致旨、南 御番所
にて被仰渡候間、御組合町々早々御通達可被成候
一、三道より御入込相成候

官軍御宿所に付、町方にて出銀致し候最初より今日迄の分御
調、明日南 御腰懸けへ御差出可被成候
但町会所へ御申立相成候金高御認置可被成候

辰四月十四日

組合 世話懸り

一、毎月納七分積金高、当三月より五月分迄三ヶ月分、御支配限り

御取集め、来る十八日朝五つ時矢部宅へ御持寄可被成候

但三月分納済の御支配は、四月・五月式ヶ月分御持寄可被成候、

尤老末下端銀は、当時相場へ開きを付、御集め可被成候

辰四月十五日

組合 世話懸り

申渡

三組番組

両替屋 行事共

当節新規百文銭の内、地合黒く鑄方悪敷、文字難分、焼銭に紛敷分有之趣を以、見本銭相添通用方伺出候処、右は会津家にて吹試致候錢にて、未だ市中両替屋方へ相払候義は無之趣に候間、向後右様不出来の錢相廻り候共、都て通用不相成事に候、尤前文鑄方悪敷、文字難分錢其方共手元へ相廻り候分、会津家錢座へ持参引替可致但見本として差出候百文銭五枚下け渡す

南北 小口 年 番

前書の通両替屋行事共へ申渡候間、市中一同相心得罷在候様、組々不洩様可申継候

四月

右の通被仰渡奉畏候、為御請と御帳へ印形仕置候、以上

辰四月十日

三組両替屋行事 小舟町式丁目

利右衛門地借伊助紀州住宅に付

店支配人 半兵衛代

慶応四年四月十日〜四月十八日

真平

番組両替屋行事 四番組行事

柳原岩井町代地 弁七地借 佐兵衛代

伊兵衛

拾七番組行事 麴町拾式丁目 家主新兵衛煩に付

代為 八

南北小口年番

平水町 名主啓蔵煩に付

悴 鎬之助

右は樽俊之助殿被申渡候間、御組合限り早々御通達可被成候、此段御達申候、以上

辰四月十六日

神田 年 番

右の通唯今達来候間、此段御達申候、以上

辰四月十八日

組合 年 番

御城近辺井市中為取締、シロガキ狙撃隊にて見廻り候様、狙撃頭へ相達候間、可得其意事、別手組出役の内、シタケヒツナダク三百人程当分の内市中取鎮方被仰付候間、勤向の義は町奉行得差図、身分の義は是迄の通り、町奉行打合、諸事差支無之様被取計候

右の通り外国奉行并別手組出役頭取取締へ相達候間、可被得其意候右の通御書付出候間、組合中早々可申通候

前書の通被仰渡奉畏候、為御請と御帳に印形仕置候、以上

慶応四年四月八日～四月十六日

辰四月十三日

南北小口年番

神田平水町 名主 啓蔵代

申渡

倅 鑄之助

一、竹橋御門

外式人

一、清水御門

右樽俊之助殿にて被申渡候間、此段御達申候、御組合限り早々御通

一、田安御門

達可被成候、以上

一、半蔵御門

四月十三日

神田年番

右口々田安殿にて御預り、尤往来相通し候事

右御達申候、以上

一、外桜田

四月十六日

組合年番

一、西丸大手

大沢藤九郎

右口々官軍にて一隊の御人数被差置、尤桜田・神田橋の義は往来相

右は今般被 召出、定廻り格臨時廻り被申付候間、組々へ早々御通

通候事

達有之候様致度、此段及御達候、以上

一、坂下

四月八日

南廻り役

一、内桜田大手

南北小口年番 名主中

一、平河

右御書付御渡被成候間、此段御達申候、御支配限り御通達可被成

一、矢来

候、以上

一、馬場先

四月八日

神田年番

一、和田倉

右御達申候、以上

一、雉子橋

辰四月十六日

組合年番

右口々切、官軍にて御番被差置候事

但本文口々の外は、都て是迄の事候事

右の通御書付出候間、組合中早々可申継候

前書の通被仰渡奉畏候、為御請と御帳に印形仕置候、以上

四月十四日

南北小口 年 番

右の通樽俊之助殿にて被申渡候間、此段御達申候、御組合限り早々御通達可被成候、以上

辰四月十六日

神田 年 番

申渡

清水 竹 橋 半 蔵

右三御門は清水・田安両御屋形へ罷出候もの并に竹橋内炮兵所へ御用有之もの而已通行、其外は不相成候事

但乗馬・乗輿不苦候

一、田安御門は、是迄の通り、御屋形勤のもの而已通行と可相心得候

右の通御書付出候間、組合中不洩様早々可申継候

前書の通被仰渡奉畏候、為御請と御帳に印形仕置候、以上

辰四月十五日

南北小口年番 神田平水町

名主 啓藏代 悴 鎬之助

外式人

右樽俊之助殿にて被申渡候間、此段御達申候、御組合限り早々御通達可被成候、以上

辰四月十五日

神田 年 番

慶応四年四月十四日〜四月二十日

右の通只今通達有之候間、此段御達申候、以上

辰四月十八日

組合 年 番

御府内濁酒造渡世人共願立も不致、人命にも拘り候米穀を多潰し、別て近年其類増加致、諸国酒造人共へも差響候に付、濁酒造方は先般差留置候処、濁酒製造方無之候ては、下賤のもの共暑寒シヤカンの凌シヤに差支、難渋の趣にて、度々歎願も申出候ものも有之、殊に当節米穀聊下落致し候折柄にも候間、以来造石取極め、濡沢手・掃奇・碎米等而已を用、株鑑札申請濁酒造致候義は不苦候、尤御府内濁酒製造人惣代神田餌鳥屋敷甚兵衛・吉右衛門義は、平兵衛へ差継肝煎申付、右三人并百拾五人(の脱力)の共願の通鑑札相渡、濁酒造差許し、組合相立取締相付候条、此上右望のものは願立、株鑑札可申受、無鑑札にて隠売等のもの於有之には、嚴重に申付、右組合取締のものよりも取調、有躰申立候筈に付、御趣意の趣相弁、濁酒渡世のもの共一同厚く可相守もの也

右の通従町

御奉行所被仰渡候間、町中不洩様早々可相触候

四月廿日

町年寄 役 所

申 渡

上様去十五日水戸表へ御着相成候間、此段為心得向々へ可被相達候

四月

慶応四年四月十八日、四月二十二日

右の通御書付出候間、組合中早々可申繼候

辰四月十九日

南北小口 年番

組々 世話懸 名主共

右の通樽俊之助殿にて被申渡候間、此段御達申候、以上

四月廿日

神田 年番

大総督官明廿一日五つ時、増上寺赤羽根門より御出馬、西の久保・虎の門・外桜田通り、西丸へ御移陣相成候に付、右御道筋武家方屋敷潜門へ置、窓へ致し、御通行中物静に謹居、決て不敬の義無之様可被致候

可被致候

右の通被仰出候段、從町御奉行所被仰渡候間、兼て申渡置候通り相心得、不取締の義無之様忝人別に得と可被申聞置候、以上

慶応四年四月廿日

御道筋町々兼 八番組世話懸

天徳寺門前町

名主 九左衛門

南北小口年番

新革屋町

名主 木村定次郎

外式人

右の通樽俊之助殿にて被申渡候間、此段御達申候、以上

四月廿日

神田 年番

右の通唯今通達有之候間、此段御達申候、以上

四月廿二日

組合 年番

御伝馬御用の義、両伝馬町の義は、近來大御用引続相勤め、地主共難洪致候段相聞、事実無余義趣にも有之候間、外町々の義も去子年已来、御伝馬助金差出候義には候へ共、当分の内大町拾人、中町五人、小町式人宛の割合を以人足、名主組合限り世話方差添、御伝馬役より案内次第差出し、人足継立方御用向御差支無之様可致

御伝馬役
馬込勘解由
高野新右衛門
小宮善右衛門

御伝馬役

馬込勘解由

高野新右衛門

小宮善右衛門

右の通、申渡候間、組合名主申合、人足継立方御用向御差支無之様

(以下余白)

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

辰四月十八日

組々世話懸惣代 品川町

名主 竹口庄左衛門

外三人

右の通北於

御白州被仰渡候間、御組合限り早々御通達可被成候、以上

四月十八日

小口 世話懸

右御達申候、以上

四月十九日

組合 世話懸り

右の通唯今達来次第候間

辰四月廿二日

名主

組々 世話懸 名主共

去る廿日御先鋒総督御宿陣へ支配組頭并調役町年寄等被召寄、参謀方より演舌の大意は、先達て池上

御本営より田安殿へ御遣し被成下候御論書の義、御文面而已にては委情美を尽し不申、自然 朝廷の 思召の程、下々迄も無貫辺も可有之哉と、御両卿には御安心不被遊由、一鉢大総督宮様江戸表へ被召 入候に付ては、一入下民を被安度思召に候処、官軍一時に御着に相成候事故、多中には行届かせられざる事も有之

朝廷の御趣意に触候事柄も候わんかと深く御心痛被遊、素より生民憐せられ、幾久敷安堵被為成度との思し召に被為在候なり、上下共少も疑惑不致

朝廷の人民を御心安く被遊候との御趣意を可存、且人才御採用は御急務の御事に候間、才能の士民一々御用被遊、更に彼是の御差別被為遊、千万の人民寧安之、御国内弥一和の皇基磐石相成様被遊御趣意、下々迄貫き候様尽力可致、下賤の者に候共、見込等不申立、言路塞り不申候様可致との御沙汰に有之、前書御書付は町触申付候義に付、一同拝承致し可罷在候へ共、当節

大総督宮様西城へ被為 入候に付ては、今更町人共相懐、第一火の元厳重に相守、尤渡世向も儀も、平生の通り相営不苦候筋に付、銘

慶応四年四月十八日～四月二十五日

々相励み、末々に至る迄難波不致様取扱可申、右鉢厚御趣意の趣、名主支配限り老人別に得と申聞候様可致候
右の通被仰渡奉畏候、為後日仍て如件

辰四月廿五日

品川町

名主 竹口庄左衛門

外組々世話懸

老人宛印

右は今日南於 御白洲被仰渡、右被 渡渡の趣下々のものへ老人別に说得致し、御趣意貫徹致し候様、別段佐久間弥太吉殿被申合候間、急速御支配限老人別に御申論、店連判御取置可被成候、此段御達申候、以上

四月廿五日

組合 世話懸

差上申御請書の事

本町老丁目外三ヶ所へ、屯所御出張相成候別手組御見廻り、町々先日書上候自身番の内、御都合に寄、何れも御休息相成候ても差支無之様、可申通旨被 仰渡奉畏候、依之御受書奉差上候、以上

四月廿五日

檜物町 星野又右衛門

別手組出役四ヶ所屯所、最寄八町四方を先持場と定め候に付、右町々自身番屋へ右出役人数、昼夜に不拘巡邏の節致休息候間、不都合の義無之様町役人共へ可申通置事

慶応四年四月十八日、閏四月四日

但屯所最寄八町四方自身番屋町銘巨細可申立
右の通唯今南

村上俊五郎
石塚周造

御番所御年番にて、吉田駒次郎殿被申渡、早々申通、右八町四方町銘・自身番屋ヶ所、明十九日夕刻迄に取調、半紙縦帳致し可差出段被 仰渡候に付、御調書明昼頃迄に亀の尾へ無間違可被遣候、尤巡邏の節、自身番屋へ立寄、休息被致候段、能々可申通置候旨、別段御沙汰御座候間、此段御達し申候、以上

但右八ヶ所四方に不抱、其余の町々より注進有之候は、御出張相成候に付、其段も兼て最寄へ御申通置被仰渡候

四月十八日

小口 世話懸

右御達申候、御支配町銘并自身番屋ヶ所、即刻可被仰聞候、以上
右達来候間、此段相達候、以上

辰四月廿五日

名主

隠密廻り 三井伴次郎

右は病氣引込養生致候間、同人方へ被差越候諸届類、已来山本啓助

方へ被遣候様、南北町々御同役中へ御通達の事

右の通御書付御渡被成候間、此段御達申候、以上

四月廿日

拾壹番組 世話懸り

右の通唯今達来候間、此段御達申候、以上

四月廿五日

組合世話懸

右取締組頭取可相勤候為御手当と、御扶持方拾五人扶持宛被下置、且市中其外巡邏候様申渡候

取締組当分屯所 半蔵御門外元御留守居屯所

右の通申渡候間、可被得其意候事

右の通御書付候間、組合中早々可申繼旨被仰渡奉畏候、為御請と御帳に印形仕置候、以上

四月廿三日

南北小口年番 新革屋町

名主 木村定次郎

前書の通館市右衛門殿にて被申渡候間、為御受と御帳に印形仕置候、以上

辰四月廿四日

趙町名主 与兵衛代

繁 蔵

右御達申候、以上

四月廿五日

組合世話懸

江戸市中取締筋の義、町奉行へ御任被遊候旨

大総督官様より被 仰出候間、一際勉勵可致旨、田安中納言殿より被仰渡候に付、取扱振の義相伺置候品も有之候へ共、右は追て御沙

汰有之候迄、前々の通り相心得可申旨、猶仰出候に付ては、公事訴訟筋の義は勿論、都て民情におゐて不安の義有之候は、無懸念月

訟筋の義は勿論、都て民情におゐて不安の義有之候は、無懸念月

番の番所へ可訴出候、右は御時節柄を憚り、差控居候哉に相聞候に付、此旨町中不洩様早々可相触もの也

辰閏四月

右の通御書付出候間、町中不洩様入念早々可相触候

閏四月四日

町年寄 役 所

願之通返勤

高橋吉右衛門殿

病氣

秋山久蔵殿

右の通に付、諸御届向以来

藤田市郎右衛門殿

三好助右衛門殿

三村吉兵衛殿

右の三人の内、最寄宜敷方へ御届け書、是迄の通り振合に御心得有之候様可申通旨、三好助右衛門殿御沙汰に付御達申候、以上

四月廿六日

小口 世話懸り

右廻状今日至着に付、相達申候、以上

閏四月四日

小口 世話懸り

申渡

近来医道殊の外未熟雜猥に相成候に付、国々医業門徒等致支配、猥に不相成候様

禁裡典薬小森殿より先達て伝奏へ被申立、御落手の上、御聞濟相成

慶応四年四月二十四日〜閏四月四日

候処、手広の義右等の御称号申立、紛敷者徘徊致し候由、医業并薬店のもの、右携候渡世のもの共、迷惑および候旨相聞、以の外の事に候、以後右鉢の義無之様、今般取締方夫々及談示候間、市中へ不洩様可申通候

辰四月廿四日

浅草阿部川町

禁裏号役所旅宿

典薬寮 小森殿御使

吉川刑部

増田主膳

右の通樽俊之助殿にて被申渡候

申渡

当四月中市中改人別調方の義、方今形勢に付、据合候迄御猶予相成候事

但据合の上は、取調早々可差出候

右の通、町御奉行所へ伺の上、申渡候

辰四月

前書の通私共組合月行事持場所共、早々可申繼旨被仰渡奉畏候、為御受と御帳に印形仕置候、以上

辰四月廿五日

南北小口年番 新革屋町

名主 木村定次郎

外式人

慶応四年四月二十三日、閏四月七日

右喜多村又四郎殿にて被申渡候間、此段御達申候、御組合限り早々御申達可被成候、以上

四月廿五日

神田年番

右唯今通達有之候間、此段式通共御達申候、以上

閏四月五日

組合年番

地割役 樽 三右衛門

町年寄御用多に付、当分の内、町年寄並勤方申付候間、諸事入念可相勤候

右の通被仰渡候間、為心得組合中早々申通候様可被致候

四月廿三日

南北小口年番 世話懸兼

本町替町

名主 捨五郎

右は樽俊之助殿にて被申渡候

今廿四日より御門々御締り厳重相成、印鑑無之もの通行難相成候に

付、両 御番所御呼出しもの并御訴物等に罷出候節、差支相成候間、名主老人へ御鑑札五枚つ、名主式百式拾人へ合千百枚御下渡被成下置奉願上候、以上

四月廿九日

小口 世話懸

差上申御請書の事

一、御印鑑

右は両御番所へ罷出候砌、呉服橋御門・数寄屋橋御門通行の為、名主老人へ五枚つ、割符仕置、大切に可仕旨被仰渡、則御鑑札御渡相成、慥に奉受取候、尤取落候逆相互に融通致合候義等無之様可仕旨、入念被仰渡奉畏候、依之御請書奉差上候処、仍如件但取失候義等有之候は、早々御届け可出候

辰四月廿九日

世話懸惣代 樽物町

名主 星野又右衛門

西紺屋町

同 坂部六右衛門

幸町

同 長澤次郎太郎

町年寄 御役所

右の通樽俊之助鑑札被 相渡候間、御組合分御同役老人分五枚つ、御割渡申候、御請取可被成候、此段御達申候、以上

四月廿九日

小口 世話懸

近来御伝馬大御用引続、地主共難渋致候段、事実無余義趣に付、当分の内、大町拾人、中町五人、小町式人宛の割合を以、名主組合限世話方の者差添、人足差出継立方御用御差支不相成様可致旨、去月中御白洲におゐて被 仰渡、其後追々 勅使 御入府在之候処、人馬御用是迄見合も無之義にて、更に見合相附不

申候間、先頃町会所より御下け金の内、南伝馬町にて七百五拾兩仮借用致し、右にて取賄試罷在候処、定雇人即刻立又は早追前日触宛等の入足、是迄にて九千五百九拾四人程在之、勿論御出立の御御用高は更に見留不申候間、御逗留中にて凡前書の振合にも可有之歟、就ては御組合分大中小の町数御取調被仰下度、御用の節は南伝馬町にて賄置、前日宛の分は番組順を以、人数高追込、刻限場所等の義委細御達方可致候間、兼て御沙汰の通り委細人足御差出可被成候、尤南伝馬町よりも世話役のもの差出候御用弁相成候様可致候、乍御手数御組合限り右町数早々御取調可被仰下候、以上

閏四月七日

馬込勸解由

高野新右衛門

小宮善右衛門

所々御宿陣相成候

官軍方諸買物其外是迄の懸高、凡別紙の通御取調、早々御差出し可被成旨、樽俊之助殿御請に御座候間、御達申候、明八日夕刻迄無相違亀の尾五兵衛方へ可被遣候、以上

閏四月七日

小口 世話懸

何町御宿陣に付懸り高

一、金何百兩

内金何百兩

御下け金

慶応四年閏四月七日～閏四月九日

金何百兩 町会所金の内受取

金何百兩 何町にて立替有之

金何百兩 未た払方不致分

右は入用諸懸り高、凡取調申上候、以上

辰閏四月

何番組 世話懸 名主共

組々 世話懸 名主共

近頃引統物価も極外騰貴、其上当今の形勢に至り下々及難義候趣相聞候に付、諸訴其外簡易の義先達て申渡候々条の内、自害・首縊り・水死・行倒、喧嘩口論にて家作・家財被打壞、又は盜難に逢、聊怪我致し事實疑敷義も無之、且相手不知疵請候類は、向後檢使に不及、組合名主立会是迄の振合にて可訴出、但し聊にても吟味手懸りに可相成品有之候歟、又は疑敷義無之候共、身寄のもの申分有之類は、檢使願可出旨申渡置候処、右は不都合の義有之に付、以来は都て前々の通相心得、檢使見分可願出、其余町規少略方等の義は、先達て申渡候通相心得、右檢使見分其外組のもの、出役先におゐて聊たり共無益の町入用不相懸候様可致候

但本文の内難盜に逢、又は相手不知疵受候もの、死可及程の容鉢に無之分は、是迄の通り檢使願出に不及、其始末可訴出候

右の趣組々番外迄、不洩様早々可申通候

右の通被仰渡奉畏候、為後日仍て如件

閏四月九日

組々世話懸 耆人つ、

慶応四年四月二十九日、閏四月十七日

受印

右は南於

御白洲に被仰渡候間、此段御達可申候、以上

閏四月九日

組合 世話懸

定廻り

岡田源兵衛

右は今般隱蜜廻り被 仰付候間、組々早々御通達可被成事

四月廿九日

北 隱密廻り

右御書付御渡被成候間、此段御達申候、御組合限り早々御通可被成

事

閏四月朔日

神田 年 番

申渡

当閏四月又四郎殿月番相心得候事

右の通組合中早々可申通候

閏四月朔日

南北 年 番 受 印

右は喜多村又四郎殿にて被申渡候間、此段御達申候、以上

閏四月二日

神田 年 番

右御達申候、以上

閏四月八日

組合 年 番

辰閏四月十三日以来

一、絹小紋単羽織 老 っ

但三所丸の内に木瓜(瓜カ)

一、粉名掛桶

但風袋式百八拾匁と印有之

片裏に伊勢屋喜兵衛と印有之

右は北 御番所御懸り

辰四月十六日(開脱カ)

名主

申渡

歩兵頭

今般市中巡邏被仰渡候に付、第四聯隊役々にて、内藤新宿・四谷辺
今十七日より見廻り候に付ては、同所小休所取設申度、其筋より御
達有之候様致度候事

右は其筋より御達有之、町御奉行所より被仰渡候間、諸事不都合の

義無之様可被取計候

閏四月

右の通被仰渡奉畏候、為御受と御帳に印形仕置候、以上

閏四月十七日

四谷伝馬町

名主 孫右衛門

麴町拾三丁目

同 与兵衛

四谷仲町

同 次右衛門

同所太宗寺門前

同 昌之助

同所天龍寺門前

名主重五郎後見

雄之助

右喜多村又四郎殿にて被申渡候

諸隊号を唱、押借・強談等致候類、先日御内調御差出の分、一と通り差出し候様、渡辺喜平殿御談に付、御組合分有無共、来る廿日迄龜の尾へ御封にて御遣し可被成候、以上

閏四月十七日

小口 世話懸

定廻り

加藤保治郎

隱蜜廻助

大沢藤九郎

右の通被申付候間、御達申候、組々早々御通達可被給候、以上

閏四月十三日

南 隱蜜廻り

申渡

慶応四年閏四月十三日〜閏四月十七日

龍の口御作事方定小屋并御量小屋、当分の内飯田町竊の木酒井左衛門尉屋敷へ明十四日仮引移、尤御作事方定小屋の義は門番人残置、御量小屋の義は御用の節々開閉致候、且地割・上水方の義は、鎌倉河岸木置場会所へ何れも同日より支配向役々相詰候間、此段御達申候、以上

辰閏四月十三日

右の通其筋より町

御奉行所へ相達来候間、為心得と申渡

右の通喜多村又四郎殿にて被仰渡候間、為御請と御帳に印形仕置候、以上

閏四月十四日

南北小口 年番 受印

組々名主共
諸問屋
仲買共

諸藩国詰以来、江商人共、産業次第に薄く相成、当節の場合に至り弥衰微に及び、京坂其外共諸国より出店罷在候巨商共営業難相立、無余義国帰の手段も可有之哉に相聞、且右様成行候ては、江戸一般疲弊(弊カ)に至り、小前末々に至る迄生計を失ひ、追々離散(念カ)の会をも可生、実々歎ケ敷義に付、何れも右急慮を不生様取統の仕法相立度、時勢押移に随ひ、改革に不致候はては不相叶候に付、旧法に不泥、改正の見込追々申立候義は勿論に有之候へ共、先差向今日取統(取統)の仕法銘々一己の利潤(利潤)に不抱、小前末々に至る迄、得と衆儀を尽し、見

慶応四年閏四月十三日～閏四月十八日

込の廉一定の上可申立候

但右の趣、末々のものへは、名主共より不洩様可申通

右の通北北（マア） 御白洲にて南御奉行御立会被 仰渡、店々一同行届候
段、銘々請印の書面御取置可被成候、此段御達申候、以上

閏四月十三日

組合 世話懸

覚

一、親へ孝行の者

一、主人へ忠義の者

一、貞節成婦人のもの

一、都て寄持（持）のもの

右の類急速御取調、右其支配々々にて御探索の上にて、耽と不致風
説にても再調致、御聞込の上、忝組限り御取調、来る廿五日迄に有
無御申聞の事

一、不孝成子供（新カ）の類

一、肝商（新カ）

右は町々其所にて衆人大に憎み、召捕をも相願度程のもの、前書同
様御聞探、是又廿五日限り有無御申聞の事

右の通及御達候間、組々無遅滞御順達、且御取集め渡辺喜平次方へ
御申越被下度、此段得 御意候、以上

閏四月十五日

南 隠密廻り

組々 世話懸 名主中

東叡山に罷在候彰義隊（録）記録方へ、私共の内拾人程今朝被 招呼、酒
井才助殿・今井貞次郎殿兩人申聞候には、此程右隊一同

宮様御警衛、且御宝物等も御参内相廻り居候間、別て厚守方心得居
候処、御山内外廻り堀・矢来等破損の場所等有之、自然疑敷もの入
込候哉も難計、急速外廻り矢来等補理可相成処、此節柄急速の御沙
汰にも相成兼、左候辻右躰不取締の俣にては、日夜心配致され候
間、市中のもの共此度

宮様御発途御延引の義歎願仕候程の場合に付、右御構外廻り竹矢
来、町々にて申合、補理候様には相成間敷哉、勿論表立申談候筋に
は無之候へ共、御締り（シヤ）専要の義に付、談判の上篤と否哉申出呉候
様、穩便に談合有之候に付、組々談判可仕と奉存候間、猶模様可申
上候へ共、先此段入 御聴置候、以上

閏四月十八日

世話懸 名主共

拾五番組

一、壹万式千九間三尺

別紙小間高割合の通り、小間に付銀壹匁分つ、御組合分御取集
め、来る廿五日朝五つ時当所へ御持寄可被成、以上

閏四月十八日

小口 世話懸

今般東叡山外構矢来張番所補理候入用、市中出銀高小間に付、銀壹
匁式分つ、割合左の通り

小間高壹万式百八十五間

一、銀拾貳貫三百四拾貳匁 拾五番組

此金貳百五兩貳分銀拾貳匁

内

小間八百七拾八間

伝馬町壹丁目
外六ヶ町

小間三拾貳間

四谷仲町

小間

合メ九百拾間

此銀壹貫九拾貳匁

(此方) 皆金拾八兩三朱と

銀七分五厘

此分百四十八文

小間五百四十六間

一、銀六百五拾五匁式分

組合持分

此金拾兩三分貳朱と式匁七分

右割合の通り、各々様御支配限り、来廿四日朝正五半時無御不參、

三軒家詰所へ御持寄可被成候、此段御達申候、以上

閏四月廿日

組合 世話懸

慶応四年閏四月二十日、閏四月二十九日

貸金出入今般御仕法替相成、追々御呼出の上、夫々勘定書差上御取
建相成候処、御取立当日兎角相手方は迄の弊風に泥み、致遅刻候
間、以来御日延当日聊遅刻不致様、町役人世話致し、召連候様可致
旨、南於 御吟味所に佐久間弥太吉殿・吉田駒次郎殿被仰渡候間、
此段御達申候、各々様御組合限り急速行届、都て一件のもの出刻遅
刻不致様御取計可被成候、以上

辰 閏四月廿五日

小 口 世話懸

来る五月朔日より、呉服橋内牧野駿河守屋敷におゐて蚕種紙・生糸
御役所被為建、印税御取入相成候旨

大総督會計裁判所より御達有之候間、此旨町中不洩様早々可相触も
の也

閏四月

右の通従町

御奉行所被仰渡候間、町中不洩様入念早々可相触候

辰 閏四月廿九日

町年寄 役所

覚

徳川龜之助殿今廿九日西丸へ御 登營被成候様

大総督宮様より御沙汰に付、一橋大納言殿為御名代御越被成候処、
龜之助殿御事御当家御相統の義、別紙の通被仰出候間、早々可被相
触候事

慶応四年閏四月二十三日、五月朔日

閏四月

右の通御書付出候間、町中不洩様入念早々可相触候

五月朔日

町年寄 役所

慶喜伏罪の上にて、徳川家名相統の義、祖宗以来功勞を被召思、格

別の 叡慮を以、田安龜之助殿へ被仰出候事

但地城・録高等の義は、追て被仰出候事

右の通御書付出候間、町中不洩様入念早々可相触候

五月朔日

町年寄 役所

辰三月廿八日以来

紛失の品覚

一、金巾鉄色袷丸羽織

但紋下り藤 丸三ヶ所

一、黒紅梅織男小袖

但裏花色絹劔片喰

一、浅黄縮男帷子

但紋三つ鳶

一、玉子色晒男帷子

但紋丸に立花

四品

右は北 御番所様御触出し、紛失物有無共来る三日迄返答可被申遣候

五月朔日

名主

申渡

市中取締役頭

関口良介

市中取締の義、町奉行申談可被相勤候

右の通相達候間、可被得其意候

右の通御書付、從町 御奉行所被仰渡候間、組々不洩様早々可被

申通

閏四月

右の通被仰渡奉畏候、早々行届候様可申継候、以上

辰閏四月廿六日

小口 世話懸

右の通唯今喜多村又四郎殿にて被申渡候間、此段御達申候、以上

閏四月廿六日

小口 世話懸

定廻り

坂倉九十郎

右の通被仰付候間、早々御通達可被給候

閏四月廿三日

北 定廻り

桑原彦吉

相場誠一郎

右は日向野兵市・中島彦藏跡町火消人足改被申付候間、例の通早々組々へ可被相達候事

但当節の時節柄に候間、銘々宅へ歎(ウツ)に罷出候義は致間敷候様、是又可被相達候、以上

閏四月十七日

南北小口

年番 名主中

右の通南人足御改方より被仰渡候間、此段御達し申候、御持場早々

御通達可被成候、以上

閏四月廿一日

神田年番

右御達申候、以上

四月廿六日

組合 世話懸り

深川越中島調練場におゐて、当分の内官軍方大小砲発投操練有之候

旨

大総府(管脱カ)より被仰出候間、此段為心得と、町中へ可被相触候事

右の通御書付出候間、町中不洩様入念早々可相触候

辰五月三日

町年寄 役所

市中巡邏の義、已来官軍方にて被成候間

徳川家のもの共、巡邏差止め候様被仰出候に付、已来町奉行支配組

其外共巡邏不致候、尤官軍方にて市中取締向嚴重相立候間、銘々致

安堵、家業を営可申候

右の通御書付出候間、町中不洩様入念早々可相触候

五月三日

町年寄 役所

御救人別書上の節、在方へ罷越又は旅行等のものは相除書上、其町

々御救米頂戴後帰府、元店へ相帰候者も可有之候へ共、其町内頂戴

済に付、支配名主願出斟酌致し、差控居候向も可有之様相見へ、今

般御趣意にも相振(ウツ)れ候間、相当のものは尚願出候ても不苦候間、同

勤寄々世話懸りへ、無急度申通候様御沙汰御座候、尤来る十二日頃

迄には願出の分惣躰御渡済に付、右様の類来る七日迄、組合名主加

印にて為差出候様、御申通可被成候、此段御達申候、以上

但右の通御達申候、不相当のもの等多人数差出し候様にては、

不都合に候間、世話懸りにて御調の上、何様の訳にて相洩候と

申義認め、御差出可被成候

辰五月四日

町会所 年番

右御達申候、右相当の者御取調、拙者方へ御打合御書上可被成候、

以上

五月四日

谷 嶋 田

定廻り

慶応四年閏四月十七日〜五月四日

慶心四年閏四月二十三日～五月七日

神田権太夫

臨時廻り

田中文左衛門

右隠密廻り当分助と被仰付候間、組々早々御通達可有之候事

閏四月廿三日

隠密廻り

大政

御一新に付、字内*貨*弊カの定価、御吟味の上、古金通用金・銀・

銅銭等別紙の通被仰出候間、支配末々迄不洩様可相触もの也

慶心四年閏四月

大政官

別紙

一、慶長金 小判 百兩目方 四百七拾六匁

内金四百〇壹匁マ三六

銀七拾四匁マ七七四

此通*貨*九百〇五兩壹分式朱換

一、武蔵判

右同断

一、乾字金 百兩目方 貳百五拾匁

内金貳百拾匁マ〇七三

銀三拾九匁マ貳七

此通*貨*四百七拾五兩式分換

一、元録金録 小判 百兩目方 四百七拾六匁
式朱同

内金貳百七拾三匁マ〇六三

銀貳百〇貳匁マ九三七

此通*貨*六百三拾五兩〇三朱換

一、享保金 小判 百兩目方 四百七拾六匁

内金四百拾三匁マ〇九六六

銀六拾貳匁マ〇九三四

此通*貨*九百三拾兩壹分式朱換

一、左文字金 小判 百兩目方 三百五拾兩マ

内金貳百三拾匁

銀百貳拾匁

此通*貨*五百廿八兩貳分式朱換

一、真字式分判 百兩目方 三百五拾匁

内金百九十七匁マ四三五

銀百五拾貳匁マ四六五

此通*貨*四百六拾兩換

一、文政金 小判 百兩目方 三百五拾匁

右同断

一、壹朱金 百兩目方 六百匁

内金七拾貳匁三式^(マ)八七

銀五百廿七匁六七三^(マ)

此通*貨*貳百廿七兩壹分三朱換

一、草字式分判 百兩目方 三百五拾匁

内金百七拾壹匁三^(マ)

銀百七拾八匁八八九^(マ)

此通*貨*四百〇四兩貳分換

一、古式朱金 百兩目方 三百五拾匁

内金百貳匁六六六六

銀三百四拾七匁三三三三三

此通*貨*貳百六拾兩〇三朱換

一、五兩判 百兩二付 八百八拾匁^(マ)

内金百五拾壹匁七式四

銀貳拾八匁式七六

此通*貨*三百四拾貳兩壹分式朱換

一、保字金 小判 百兩目方 三百匁

内金百七拾匁三式二六

銀百廿九匁六七七四

此通*貨*三百九拾六兩貳分壹朱換

一、正字金 小判 百兩目方 貳百四拾匁

内金百三拾六匁貳五八壹

銀百〇三匁七四壹九

此通*貨*三百拾七兩壹分換

一、安政式分判 百兩目方 三百匁

内金五拾八匁六六六六

銀貳百四拾壹匁三三三三

此通*貨*百六拾壹兩三朱換

一、元録^(様)大判 壹枚目方 四拾四匁壹分

内金貳拾六匁六壹四四

銀拾六匁貳四七五

銅壹匁式三七

此通*貨*六拾壹兩壹分三朱換

一、享保大判 壹枚目方 四拾四匁壹分

内金三拾四匁六

銀七匁九

銅壹匁六分

此通*貨*七拾九兩壹分換

一、慶長大判 壹枚目方 四拾四匁壹分

右同斷

一、新大判 壹枚目方 三拾匁

内金拾壹匁

銀拾六匁

慶応四年五月七日

慶応四年閏四月二十五日〜五月七日

銅三匁

此通*貨*廿六兩老分巻朱換

一、寛永鑄銭代り 式拾四文

但当通用拾式文 天保百文老枚 四枚を以換

一、寛永銅銭代り 拾式文

但当通用六文 同断に付 八枚を以換

一、文久銭代り 拾六文

但当通用八文 同断に付 六枚を以換

但天保百文銭は、是迄のごとく通用

右の通

大総督府参謀方より被 仰達候段、御書付出席間、町中家持・借家・店借裏々迄不洩様入念早々可相触候

辰五月七日

町年寄 役 所

人足改 桜井錦次郎御免

跡掛り

笹本銀次郎

右御書付御渡被成候間、組々早々可申通旨、北

御番所にて被仰渡候間、此段御組合并御持場共早々御通達可被成候、以上

閏四月廿五日

神田 年 番

申 渡

豊嶋町三丁目 五人組持店

喜三郎

其方義、幼年の節より柔和の生質にて、両親申付を不相背、父喜三郎病死後、母病身に相成、去卯五月中持病癘氣相煩候節、薬用手当無懈怠、每朝浅草八幡不動へ病氣全快祈願のため参詣致し、殊に平日母好候喰物等調為給、年来精心を尽し、孝養致候段、寄持^(巻)の義に付、為褒美と鳥目拾貫文とらせ遣す

右申渡の趣証文申付候

同人母 てう

右町 役 人

右の通申渡候間、其旨可存

辰閏四月廿五日

右の通北 御番所におゐて被仰渡候間、勸善教示にも相成候間、自身番屋へ張出し置候様可致候

前書の通被仰渡奉畏候、為御請と御帳に印形仕置候、以上

辰閏四月廿六日

南北小口 年 番

右の通喜多村又四郎殿にて被申渡候間、此段御達申候、御組合限り早々行届候様御通達可被成候、以上

辰閏四月廿六日

神田 年 番

辰五月三日

組合 年 番

山本兵太夫

右定廻り格臨時廻り被 仰付候、是迄田中文左衛門方へ被申越候届

類、以来兵太夫方へ御申越可有之候、此段組々御通達の事

閏四月廿六日

北 臨時廻り

右の通御書付御渡被成候間、御組合限り早々御順達可被成候、此段

御達申候

閏四月廿七日

神田 年 番

右御達申候、以上

辰五月三日

組合 年 番

辰五月七日以来

紛失の品覚

一、刀

忝 腰

但身長さ式尺六寸程

銘正房と有之 柄糸紺

縁頭赤銅石目

目貫金焼付海老の形

鐔鉄木爪 大矢と有之

鮫白鞘塗黒

石イシ 鎮鎌御石鑑

鞆羅紗の袋懸有之

一、刀

忝 腰

但身長忝尺八寸程 無銘

鞆紺ひ、糸、縁頭赤銅

龍の模様 目貫金焼付

龍の形 鮫白鞘塗黒

石地鐔鉄木爪無地

鑑赤銅鞆に紺純子の袋懸け有之

右は南

御番所様御懸り

五月十一日

御触出し

明十五日より三日の間、総て海浜出役の義被差止候事

辰五月十四日

大総督府 下参謀

徳川慶喜恭順の実効を表明により、祖宗の功勞を被思食家銘相統
被 仰出、城地・高祿の儀も追々御沙汰に相成、末々のものに至る
迄、各其所を得ざるものは無様被遊度との思食に被為在候処、豈
らんや旗下末々心得違の輩、至仁の御趣意拝戴奉さる而已ならず、
主人慶喜の素志に戻り謹鎮中の身を以忝に脱走に及び、所々屯集、
官軍に相抗し、無辜の民財を掠奪し、兇暴至らざる所なく、万民
塗炭の苦に陥んとす、故に今般不得止の□を誅伐せしむ、素より其
害を除き、天下泰山の安に置、億兆の民をして早々安堵の思ひをな
さしめんが為なれば、猥に離散する事有へからず、篤と御趣意を

慶応四年五月十八日(五月二十二日)

體認し奉り、末々のものに至迄聊心得違無之様屹度安堵致し、各
生業を営、其分に安んずべきもの也

辰五月

大総督府 下参謀

覚

過日以來脱走の輩、上野山内其外集屯、屢官軍を圍殺し、或は官軍
と偽り、民財を掠奪し、益兇暴逞するの条、実国家の乱賊たり、已
来右様のものは、見付次第速に可訴出、若万一密に扶助致し、或は
隠し置候者於有之には、賊徒同罪たるべきもの也

慶応四年五月

大総督府 下参謀

右の通

大総督府参謀方より御書付出候間、町中家持・借家・店借裏々迄、
不残入念早々可相触候

辰五月十八日

町年寄 役 所

覚

諸願・諸訴、当分の内御番所へ不罷出、月番の町年寄方へ申出候
様、組々番外迄可申通旨、北御番所にて被仰渡候間、御組合限り早
々御通達可被成候、以上

五月十七日

小口 世話懸

右の通御達有之候間、此段御達申候、以上

五月十九日

名 主

急 内 達

此程浅草鳥越市中取締役所へ町人共呼寄、金談筋申聞候義在之候
処、右様の義は右役所にて無之筈に付、若此上押借・強談等及候者
有之候は、不隠置名前早々右取締御役所へ可申出旨、御役所にて
被申聞候間、右談請候もの有之候は、其段早々可被申立候、尤此
節談受候ものは、最早鳥越へ罷越候に不及、何方へも届け不申、其
俣打捨置候て宜敷趣に付、其段相心得居候様可被致候、依之及急内
達候事

五月廿一日

名 主

今般江戸鎮台被 差置候に付、寺社・町・勘定の三奉行被為廢
別紙の通被 仰出候条、諸事是迄の通り可相心得候事

但 寺社奉行所は

寺社裁判所

町奉行所は

市政裁判所

勘定奉行所は

民政裁判所と

相唱可申候事

辰五月

別紙

鎮台

有栖川大総督宮

補

橋本少将
大原前待從^(母)
西四辻太夫^(マヤ)

新田三郎

判事

小笠原唯八
江藤新兵衛^(マゴ)
土方大一郎

北島千太郎

同加勢 西尾遠江介

横川源蔵

右の通被仰出候間、町中家持・借屋・店借裏々迄不洩様、入念可相触候

辰五月廿二日

町年寄 役所

右唯今達来候間、相達申候

辰五月廿四日

名主

覚

慶応四年五月二十二日〜五月二十四日

徳川亀之助

駿河国府中の城主被 仰付、領地高七拾万石下賜候旨被仰出候事

但駿河国一円、其余は遠江・陸奥於両国下賜候事

五月

一橋大納言

自*今*藩屏の列に被加候旨、被 仰出候事

田安中納言

右同文言

徳川亀之助

今般家銘相統被 仰出候に付、為御礼上京可致事

一橋大納言

右同文言

徳川家臣の輩、自今官位の義被差上候事

右の通被仰出候間、町中家持・借屋・店借裏々迄不洩様、入念早々可相触候

辰五月廿四日

町年寄 役所

御達の覚

組々世話懸 名主共

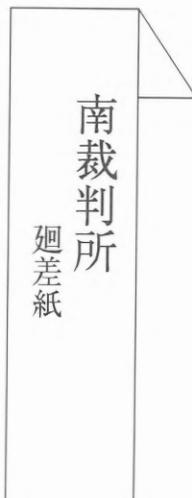
今般江戸鎮台被差置候に付、町奉行は被為廢候へ共、市政裁判所へ

慶応四年五月二十二日

相詰候役々の義は、是迄の通り与力・同心并支配向、当分の内徳川
家臣の俣にて、事務取扱可申旨被仰出候間(ママ)

右の趣組々番外迄不洩様可申通候事

但差紙の義は、別紙雛形の通り相改候間、其旨可相心得候



一、 何町誰店 誰

右のもの明幾日何時、町役人差添可罷出もの也

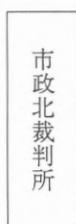
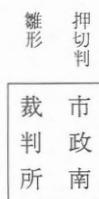
何月日 市政 南裁判所 押切



一、 何町誰店 誰

右のもの明幾日何時、召連可罷出者也

何月幾日 北裁判所 押切



右御書付只今南

御年番所にて佐久間弥太吉殿御渡、今日

大原前待(侍)從殿御出張御出張(ママ)前書の通り被仰渡候間、組々不洩様可申

通旨被申渡、尤以来

江戸鎮台判事役

南へ 小笠原唯八殿

土方大一郎殿

同

北へ 西尾遠江介殿

新田三郎殿

右御兩人つ、日々御出張有之趣に候間、為心得と申通置候様、御沙汰御座候間、此段取急ぎ御達申候、以上

但御差紙押切御出来相成候へは、猶御沙汰有之趣、且御訴其外共
都て是迄の通り御差紙も同様心得居候様、御沙汰に御座候

辰五月廿二日

小口 世話懸

右の通唯今達来候間、即刻御達申候、早々御順達可被成候、以上

辰五月廿五日

谷 嶋 田

当月十五日上野御打払の節、其以来御靈屋其外にて、大切の御道具類紛失致し候間、密々取調候様被仰付、就ては同日以来結構成器物・御道具類所持・預置、又は質売買預り置候ものも可有之候間、御支配限り密々所持主へ不響様、拙者共の内、岡田源兵衛・渡辺喜平次方へ御申越可給候事

五月廿日

双方 隠密廻り

定廻り

臨時廻り

追て前書の趣、御組合一と支配限り御取調御申越可給候事

有無返答の義は、当月晦日迄是又御申聞可被下候

右御書付御渡被成候間、御組合限り御通達可被成候、且有無共同日迄に御同人方へ御申遣可被成候、以上

辰五月廿日

小 口 世話懸り

辰五月廿日

小 口 世話懸り

右御達申候、以上

五月廿五日

谷 嶋 田

今般江戸鎮台被差置、町奉行所は市政裁判所と唱替、是迄役々の義は、鎮台府手附と被仰出、都て前々の通り事務取扱候間、町々諸訴等従来町法の通り相心得可罷出、且差急候義に無之、町役諸願・公

事訴訟等は、来月朔日より可承候間、無差諱可訴出者也

但月番の義も南北にて是迄の通り隔月相心得、来月は北裁判番所

可相心得候

右の通市中不洩様可相触者也

五月

右の通市中裁判所より被仰出候間、町中不洩様可相触候

辰五月廿八日

町年寄 役 所

町々 名主共

今般江戸鎮台被差置候に付、町奉行所は 市政裁判所と唱替、役々鎮台府附と被仰付、諸事前々の通り取計候間、其方共掛り役等申付置候もの共、是迄の通り相心得、諸事御新政の折柄、御為筋は勿論、難洪の義等能々猶更致精勤致し、見込の趣も有之候は、無忌諱可申立、且支配内町人共へは厚申含め、時節柄も有之候間、難義致罷在、渡世致易き様厚く致世話、願事等も得と相糺し、言語不塞様為申立候様、得と相糺可致事

辰五月廿九日

組々世話懸 老人つ、

受 印

右の通昨廿八日南於御裁番所に被 仰渡候間、御達申候、以上

辰五月廿九日

小 口 世話懸

慶応四年五月二十日～五月二十九日

慶応四年五月二十八日～六月四日

年番 名主共

市中貧民共此節柄難渋の趣に付、其日稼のもの共へ御救被下候間、得其意を人別書上方の義、前々の振合を以、名主共支配限り取調可差出、右調方の義、先般の通り相心得格別入念取調、組合名主共の内加印致し差出し候様、惣名主共へ早々通達可致候

辰五月

右の通り御懸り御役人中被 仰聞候間、御組合御支配限り月行事持場所共急速御取調、三才迄の小兒を相除、名前・年附・渡世附等半紙片面四人つ、御認め、御組合御同役御加印、御支配限り、来る十日迄の内、御手操次第早々御差出可被成候、尤人別難形并取調方目当廉書の義は、当四月御達申置候通り御心得、御調又は再度・再三の追願御申立等無之様、精々御心付可被成候、此段急達および候、以上

六月

町会所 年番

先般書上の人別、片面五人又は三人の所も有之、人数の義も家主一と店際メ高認め候も有之候間、都て当四月中御達置申置候通り、難形相振不申様御心付可被成候、以上

辰六月二日

組合 年番

口達の覚

浅草正覚寺に屯罷在候元龍虎隊は同所引払、呉服橋御門内へ引払候

処、大総督府より被仰出、夫々御仕置有之候に付ては、是迄町々より差出候出銀、以来差出に不及、万一諸隊号等唱罷越、金子押借及強談候もの有之候は、取押訴出候敷、手余り候は、早速官軍方巡邏のものへ可訴出事

辰五月廿八日

組々 世話懸惣代 宍番組

小網町

名主 伊兵衛

右の通今日南

御裁判所にて被仰渡候間、此段御達申候、以上

五月廿八日

小口 世話懸り

右御達申候、以上

辰六月二日

谷 島田

一、

江戸町人 惣代共

此者義、去る丑年・去卯年中、旧幕府より用金并立替金申付、銘々国恩の程を相弁、身分に應し用金差出有之、寄持持之の至り候、今般幕府被為廢

王政御一新相成、江府鎮台被差置候に付ては、下々御愛憐被為遊候御趣意も有之候に付ては、格別の訳を以、此者共より差出有之候用金は、鎮台府へ御引請へ相成、此上年賦に割合下け戻し遣し候間、難有可存

但請取方の義は、毎年益・暮両度に三井組にて相渡可申、是迄渡

置候手形は引替可遣間、今般相渡候手形を以、金銀の融通に相
用候義は、勝手次第可為事

右の通被仰渡難有奉畏候、仍如件

辰六月四日

組々 町人惣代 老人つ、

何番組 誰支配 何町

家持歟

地借歟

誰

去丑年御用金

一、金何両

何年何月幾日
何年何月幾日

御下戻

御下戻

御下戻

御下戻

御下戻

引残 金何両

去る卯年何問屋の廉にて御立替金高何程の内、何人に割

一、金何両也

式口
メ金何両也

来十五日迄

町々地主 町人共

近来町々自身番屋詰番嚴重の申渡等有之候処、心得方は追々相弛み
候哉に候へ共、町入用は多分に相懸り、地主共難義致し、其上当節
は普請・修復等の名目にて、番屋メ切置候分も有之趣相聞、相当不

致義に付、当分の内番屋詰方一般に差免候間、番屋は前々度向の通
相心得、メ置候様可致候、追て場所減し、取払等可申付候

一、是迄納来候公役銀・七分共、已来相納候に不及候

一、町会所へ積立候七分積金の義も、当分の内相納に不及、尤右は

窮民救助の良法にも有之候間、追て仕法替の上、沙汰可致候

一、諸訴事都て簡易を主と致し、無益の手数相省可遣候間、以来訴

事有之節、家持は五人組老人差添可申、借地・店借は家主老人附

添可申、其外町役人の訴事に候は、老人にて可罷出

一、町火消入用の義も可成丈相減し、無益の入費相懸け申間敷、地

主共篤と吟味致し、是迄仕来に不拘、実備專一に心得、無益の義

は一切相止可申

一、町々木戸の義は、類焼後不取建場所も有之、又は木戸有之候

共、明地等も有之取締も相立不申、有銘不実の義に付、当分の内

一切メ切等の刻限相廃候間、損候歟往來障に相成候分は取払可

申、木戸番屋等も地主共勝手次第番人相減可申候

一、家主共の義、多人数不及抱置、右様番役無之上は給分相減、又

は人数可成丈け相減候様可致候

一、書役或は抱番人等の義も同様に可致候

右の廉々此もの共勘弁致し、町入用減方十分に相附可申候、右の外

にも相減可然分は可差免候間、無忌憚可申立候

組々 名主共

右の通申渡候間、厚世話致、町役人減方に付、見込の趣等も可申立

慶応四年六月四日

慶応四年六月四日

候

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

辰六月四日

地主惣代 世話懸 壱人つ、

受 印

組々 世話懸 名主共

先般徳川家恭順の布告有之候に付、町人共の内には、恭順の道を守、銘々閉店致し恐謹罷在候ものも有之哉に相聞、一同寄持(特)の事に候、今般寛太(マ)の御所置を以、徳川家城地・禄高等も被仰出、江戸鎮台御差置

王政御一新の政令追々被仰出候上は、最早相慎罷在候に不及、銘々開店家業営候様可致、尤民政におゐて不安の義有之、開店致難き事に候は、無忌憚可申立旨、此もの共より町人共へ可申聞候
右の通被仰渡奉畏候、仍如件

六月四日

右の通被仰渡奉畏、仍如件

六月四日

世話懸 惣代 請 印

一、徳川家臣 壱 冊

一、同女中の分 壱 冊

一、同医師并坊主の分 壱 冊

一、用達町人受領并借地共 壱 冊

一、由緒有之町人の分 壱 冊

右五廉受領地并借地の分共書上の事

何町何丁目

元何役

一、受領地壱ヶ所

何の誰

此坪数 何坪

同断

元何支配 何用達

一、同断

何の誰

同断

但由緒有之町人受領地并に借地の分

一、

組々 世話懸 名主共

江戸町地の内にて、徳川家臣を始め、女中・医師其外用達町人・平人共役義并身分に付、又は由緒に寄、同家より受領并借地申付有之分、ヶ所・坪数共急速取調、組々限り部分け致し、有無共来る十五日迄に可申立事

何町 誰地借

一、

誰

但何々の由緒にて、受領罷在り候歟、又は借地罷在候歟の訳、手

短かに御認の事

右の通組合限り取調申上候、以上

何番組 世話懸

名主共

右の振合半紙豎帳に相認、御一組五冊に御仕立、来る十五日昼九つ時当御腰懸へ御持寄可被成候、以上

辰六月四日

小口 世話懸

一、

惣町消 世話番 名主共

先般 勅使御下向に付、町火消人足共銘々小組合内消防を專一に相心得、差図無之内は猥に出火場へ罷越申間敷旨、当三月中申渡置候處、以来都て享保度の通り相心得可申候

一、御曲輪内出火有之候節は、出火最寄へ相詰居り、差図無之内に

猥に操入申間敷候事

但、忝番組・忝番組は、当止月中申渡置候非常心得差免

右の通申渡候間、不洩様急速可申通候

右の通被申渡奉畏候、仍て如件

辰六月朔日

惣町火消名主惣代

品川町

名主 竹口庄左衛門

外忝人

右の通北於裁判所被仰渡候間、御組合限り早々御通達可被成候、以

慶応四年六月朔日〜六月四日

上

六月朔日

竹口庄左衛門
長沢次郎太郎

宮門跡方貸付所市中に有之候分は勿論、武土地の分共急速取調可差出旨、佐久間弥太吉様被仰聞候間、御組合限り左の振合に御取調、来る七日無間違当御腰懸けへ御持寄可被成候、此段御達申候、以上

但貸附所取扱人名前等巨細分兼候分は、有増にて御書上げ不苦旨
被仰聞候
六月四日
小口 世話懸り

何の宮
何御門跡
敷貸附所

何町誰地借

誰方旅宿罷在候敷

何の家来
何の誰

同断

元何支配 何役 何の誰地借

同

何家来 何の誰

右の通私共組合并最寄武家地共取調申上候

六月

何番組 世話懸 名主共

諸届類双方隠密方計りへ御差出の積り、先達て御達申置候處、差支

慶応四年五月二十七日、六月六日

の筋有之候間、先前の通双方三廻り筆頭へ御差越有之候様致度、依之北方御組合へ、右の趣早々御通達可給候、以上

六月朔日

双方 三廻り

山本啓助義は病気に付、当分の内岡田源兵衛方へ御差越可給候

右の通御書付御渡被成候間、此段御達申候、以上

六月朔日

小口 世話懸り

町々町人共の内、先達て武家屋敷住居にても不苦旨、御触被仰出候、以来勝手に住居候者有之趣、右は此上取締筋にも拘り、自然調方入用可有之哉に付、御支配続又は最寄にて、一応取調可被仰聞可被下候、以上

六月六日

南北 三廻り

此節質屋共質入の義、一般に相断候趣、右は当春以来金銀不融通、其上金高入質多く取続兼候哉に相聞、一時休業等致し候段、尤には候へ共、此程追々御府内御静謐の趣、町人共難義いたし候次第相聞、殊に町々小前其日稼のものに至る迄、朝夕の質入にて元手銭に致し得産業、其日を営候もの共、極々及難義、必至と差支候哉に相聞候間、此上金高の分は相断候共、其日稼聊の分は質に取、出入無断融通可致旨、質渡世のもの共銘々申合、精々申論、貧賤のもの幕方無差支、相凌候様可取計候

右は其筋より申上候迄、申達候義に付、組々厚申合、行届候様御取計可有之事

五月廿七日

市政南 裁判附^{マッテ} 隠密廻り

右の通只今達来候間、此段御達申候、以上

六月六日

組合 世話懸り

市中捨物・拾物又は盗賊入候跡捨物有之訴出候節、兵器の分は御門々猥に通行等不相成候間、兵器持参訴出候節は、其段前以裁判所へ相届候は、御門通行印鑑相渡可遣間、右を以御門々へ相断、品持参訴出候様可致候

組々 世話懸 名主共

右の通、町中不洩様可申通候事

辰六月二日

組々 世話懸 忝人つ、

受印

右南裁判所御年番所におみて被申渡候、今日南御呼出し、別紙の通被仰渡候間、御最寄へ御遣し可被下候

六月二日

小口 世話懸り

近來新聞紙類種々名目にて^マ 発行致し、頗る財利を貪り、大に人心を狂惑動揺せしめ候条、不埒の至り候、以来官許無之分は一切被禁候間、急度相札可申旨御沙汰に候事

六月

右の通被仰出候間、板木并摺溜の分御取上げ相成候に付、来る十日迄に町役人共方へ取揃、市政北裁判所へ御差出可申、若隠置候もの於有之には、可為曲事もの也

右の通市政北裁判所より被仰出候間、町中家持・借家・店借裏々迄不洩様、入念早々可相触候

辰六月五日

町年寄 役 所

江戸表にて、是迄宮門跡家其外尾州・紀州・水戸其余寺院の名目にて貸付等有之分、専市民融通にも相成候義に付、大貸付筋の義市政裁判所へ取締被仰付候間、由緒并金高・場所等取調、右裁判所へ可申立候

是迄徳川家にて市中へ貸付所差免候分も、同様被 仰出候
右の通鎮台宮より被仰出候間、町中不洩様入念早々可相触候

辰六月五日

町年寄 役 所

覚

毎月

一 六

廿二日

廿九日

右は、毎月南北

御裁判所御休日に相成候間可申通旨、北

慶応四年六月五日〜六月十八日

御裁判所におゐて秋山久藏殿・三村吉兵衛殿より被仰渡候間、此段御達申候、以上

右の通御達有之候間、町々相心得相達申候

辰六月十八日

名 主

近來

鎮台宮様御中間又は官軍杯と申唱、中間躰のもの町人共見世へ罷越、無謂義を申掛、商売の妨に相成候様仕成、一同難義致候趣相聞候、素より右様の義は有之間敷事に候へ共、自然無宿同様のもの共、時勢につれ右躰の及所業候義に可有之候間、以後右様の義有之候は、仮令宮様御印等着用罷在候者にて、聊無用捨召捕、裁判所へ召連可罷出は勿論、後患を恐れ見逃し、金銭等差出し、内分に致置候義有之間敷、捕押訴出候共、跡の障無様之取計可遣候間、其旨相心得、心得違無之様可致候
右の通、町中不殘可触知もの也

辰六月

右の通従北

御裁判所被仰渡候間、町中不洩様入念早々可相触候

六月十五日

町年寄 役 所

鎮 台

有栖川大総督宮

補

烏丸宰相

分保監察

丹羽 五位

同

清岡 五位

社寺

新田 三郎

市政

西尾 遠江介

同

土方 大 一郎

民政兼會計宮繕

江 藤 新 平

民政兼會計

北島 千 太郎

同

山田市右衛門(ママ)

同

嶋 団右衛門

民政

横 川 源 蔵

片 岡 省 助

右の通り今般改めて被仰出候事

六月

右の通市政北從御

裁判所被仰渡候間、町中家持・借屋・店借裏々迄不洩様、入念早々可相触候

六月七日

町年寄 役 所

神田・玉川両上水掛り并屋敷改新地掛り役所共、徳川龜之助方より今般 市政裁列所(ママ)へ請取相成、都て是迄の通り諸事取計候間、前々旧幕府より触置候趣相守り、道式右掛りへ訴来候廉々、辰之口 市政裁判所附上水方屋敷改役所へ可申立事
右の通可相触候

辰六月

右の通、町中不洩様可触知もの也

右の通從南

御裁判所被仰出候間、町中不洩様入念早々可相触候

六月十一日

町年寄 役 所

此節出火の節、町火消人足共出方不宜、右は近来兵火等も有之候故の義に相聞候へ共、以来先前の通り相心得、大火不相成様消防專一の義に付、速に出火場へ欠付候様組々可申通旨、南北人足御改方御沙汰に付、御達申候、尤打繼遲滞不致様御組合御心付可被成候、以上

六月十四日

長沢次郎太郎

竹口庄左衛門

右の通達来候間、此段御達申候、以上

六月十七日

五番組 世話番

嶋田次右衛門

山中又太郎

七分積金当今相納候に不及、追て御仕法替の上、御沙汰可有之旨、

当四月四日南御裁判所被仰出候に付ては、拝領地・町屋敷・活券地(造)

上り高引当并各々支配役料引当御貸付共、追て御沙汰有之候迄は、

願出不申様組々可申通旨、御懸り御役人中被仰聞候間、此段御達申

候、以上

但定例御救願は、是迄の通被下候間、御差出可被成候

六月十日

町会所 年 番

市中にて石炭取扱候もの名前・住所・有無共、早々取調可申立候事

右の通申通候様樽俊之助殿被申渡候間、御組合限り石炭取扱候もの

名前・町銘・肩書急速御取調、明後十六日限り有無返答書、半紙豎

帳にて、御組合限り御同所へ無相違御差出可被成候、此段御達申

候、以上

辰六月十四日

小口 世話懸り

慶応四年六月十四日〜六月十八日

是迄近江湖こゝろ水通船御用荷物の分は、無賃又は格別低価にて通船致来候処、以来湖中通船御用荷物并諸藩士出兵ついでたり云共、総て相対賃を以通行可致様被 仰出候事

六月

右の通従北 御裁判所被仰渡候間、町中不洩様入念早々可相触候

六月十八日

町年寄 役 所

口達触

北南 小口年番

名主共

日本橋外五ヶ所大高札場の外、江戸中所々へ被建置候高札并場所共、破損有無又は類焼後御普請無之分取調、来る廿三日迄に絵図面

相添可申立候

右の通、其方共より早々組々へ申通候様可致候

辰六月

右の通被仰渡奉畏候、以上

辰六月十八日

小口年番 新革屋町 名主 木村定次郎

代 松之助

右の通南

御裁判所にて被仰渡候間、一と組限り御取集め、有無共御同所元目安へ御申立可被成候、以上

慶応四年六月十四日〜六月二十三日

此段御達申候、以上

六月十八日

右の通、達来候間、此段御達申候、御組合限り早々御順達可被成候、以上

六月十九日

神田 年 番

町々所々へ盜賊押込有之、亦是抜刃を以往還人を申威し、金錢奪取手荒の所業およひ候もの有之候節は、兼て町々合図申合置、両隣は勿論、最寄のもの共、速に駈付打寄捕押可申、若手余り候は、打殺候ても不苦旨、先前幕府より触示候趣も有之、町々にて兼て申合の手筈有之由の処、今般

朝政御一新に付、市中取締等猶更嚴重に致し、自然右様の及所業候もの起過致候ては、以の外に付、向後弥右触書の趣相守厚申合置、右様及悪事候もの有之候は、早速召捕、疵付、打殺候共不苦候、尤死骸并捕候者共召連可訴出候、右品に寄急度御褒美可被下候、仮令取押訴出候共、後難は勿論、重て吟味の節、呼出相尋候義無之様可致遣間、訴出候砌手續委細認め可差出候

但盜賊并乱妨人等取押候節の町入用は可被下間、其時々書面を以可申立候

右の通北 御裁判所より被仰出候間、町中家持・借家・店借裏々迄不洩様、入念早々可相触候

六月廿一日

町年寄 役 所

新井抵次郎

右は竹田平八跡定廻り被申付候間、組々早々御通達有之候様致度候事

六月十三日

南 定廻り

右の通御書付出候間、此段御達申候、以上

六月廿三日

小 口 世話懸り

浅草馬道町 治郎兵衛地借

右 惣兵衛 召 仕 寅 吉 惣兵衛

其方共義、去る朔日町人躰のもの老入、抜刃を持押込、金子可差出旨申威候節、可捕押と寅吉義声懸け、立出候処、疵受候迎惣兵衛立出、脇差を持打果候段、兼ての町触相守寄持^(持)の義に付、為褒美と両人へ鳥目拾貫文つ、為取遣す

申 渡

下谷山崎町 名 主 藤 七

其方義幼名和吉と申、先代藤七方へ養子に相成、見習勤に出、平日両親申付不相背、其後同人病氣にて退役後、当名に改め跡相統致し、養父病氣相募り腰立不申、養母義も中風相煩、是又同様打臥居候に付、夜中安眠不致、厚く致介抱、養父病死後墓参り等無怠、養

母は重病相成候を看病精々心を尽し、殊に近年物価高直にて、支配場の義武家方大縄地に有之、役料等も薄く候処、無懈怠孝養を尽し、且町入用も相励、組合名主共氣請も宜敷、寄持(持)の義に付、為褒美銀三枚為取遣す

右の通北

御裁判所にて被仰渡候

六月十四日

申渡

下谷同朋町 新藏地借 利兵衛

尾州住宅に付

店支配人 專右衛門

其方義去る十五日、兵火にて致類焼候町々へ、其日稼難決のもの共、又は平日出入、或は所持地面地借・店借のもの共、右様の折柄金壹分・同式分式朱つ、都合式百六拾七両余施差出候段、一段寄持(持)の義に付、依之

烏丸宰相殿へ達 御聴に、出格の訳を以、為褒美銀拾五枚為取遣す南於

御裁判所被仰渡候間、早々自身番屋へ張出し候様可致候

辰六月

前書の通被仰渡奉畏候、組合中不洩様可申継候、御帳に印形仕置候、以上

慶応四年六月十四日〜六月二十六日

六月十五日

南北小口 年 番

右御達有之候間、此段御達申候、以上

六月廿三日

組合 世話懸り

市政日認(認)

壹冊 五分売

右は大・中・小に不抱、壹町へ三部つ、売渡申度候間、買受候趣御取計被下度、追々出板の義、度毎に右の割合にて被遣候様思召も無之候は、何れに向持参等不致哉、御組合下へ御記可被下候
右は笹岡小平太殿御談に付、御談合申上候、以上

辰六月廿六日

長 沢

近来類に路人を暗殺し、其所持の品奪取候趣、甚以不埒の事に付、屢嚴重の御沙汰被為及候へ共、兎角其悪習難去

御政道も不相立次第に付、猶亦此度嚴重の被仰出、家来は其主人、兵隊は其隊長、其余末々に至り候ては、其父兄より致取締、自然右等の所業有之候節は、其最寄より早々取押、刑法官へ可申出候、万一藩士・兵隊等の中にて、不心得のものも有之、於被召捕には、本人は被所(マ) 嚴刑、其主人・其隊長等は不及申に、其品に寄父兄一家の落度たるべく、屹度御咎をも被仰付候条、不取締無之様厚可相心得旨被仰出候事

但夜中往還致候節、無提灯不相成旨、追々被仰出有之処、中には不相用もの有之哉に相聞、以の外の事に候、以来無挑灯往還(マ)の

慶応四年六月二十八日〜七月六日

もの有之候は、見付次第可召捕候、并於市中に乱妨致候ものは、帯刀のものといふ共召捕、万一手余候は、討果し不苦候事

六月

右の通於

大政官被 仰出候に付、若右躰のものは有之候は、召捕、月番市政裁判所へ可訴出もの也

右の通從南

御裁判所被仰渡候間、町中不洩様入念早々可被相触候

辰七月三日

町年寄 役所

差上申御請書の事

米国士官兩人、今廿八日築地ホテルへ着致候に付、市中出歩も可有之候間、諸事不都合の義無之様可致旨、最寄は勿論組々早々可申通旨被仰渡奉畏候、依之御請書奉差上候、以上

辰六月廿八日

幸町名主

長沢二郎太郎

右の通北 御裁判所にて被仰渡候間、此段御達申候、以上

六月廿八日

七番組 世話懸り

当五月十五日上野争諍一件以来、官軍又は諸隊号申唱、市中のもの其外捕者いたし、其もの居宅へ封印相付品物取上げ、或は品々名目

相付、金銭押借致候もの有之趣に付、急速密々取調、当人性名は勿論、官軍の真偽訳け、何れの藩士かに金銭・品物被食候始末共、御内調委細御書取御急に付、御手操御出来次第、御一組限り南 御裁判所へ御差出可被成候、右は佐久間弥太吉様被仰渡候に付、此段御達申候、以上

七月二日

小口 世話懸

右式廉共唯今達来候間、有無共来る八日朝四つ時迄、市島方へ御遣可被成候、以上

辰七月六日

谷 嶋 田

江府諸問屋共より諸国荷主共へ、仕入前金等追々貸出し有之候処、近頃荷元のもの共、兎角不実の取計有之、仕入荷物脇売等致し、或は滞候分も不少有之、江戸而已ならず各地諸品々潤沢に抱り、以の外の事に有之候処、幕府被為廢候以後は、弥以江戸入津の荷物相減、仕入金等兼に相成居候由相聞候、右は江府鎮台被差置、從朝廷の御政令有之候上は、国々荷主共も心得違無之、旧来の取引実意を忘却不致、荷送り等無滞可致、若不埒の商売致候もの有之候歟、仕入金等無謂滞候ものは、江府へ呼出、急度可及沙汰候、且江戸問屋より国々へ相送り候荷物も、兎角代金相滞勝にて、難義為致候趣も相聞居候処、是又去冬以来は江戸動揺を推計り、別て相滞候趣に候、右様不実の取計致候ものは以の外に付、此上無不実濟

方致し、互に実意を以取引可致候、江戸諸問屋共も此上不正の仕切
方等致し、或は送り荷等如何の取計致し候もの有之候は、調の上
嚴重に可及沙汰候間、正路に実直に売買致し、各地相互に潤沢方專
一に可心懸候、尤仕入金并送り荷物の義、右の通触候上は、無掛念
取引可致候、若滞候もの有之候歟、不実の取計有之候は、月番市
政裁判所へ可訴出、尤前々の仕来に不抱、速に呼出し埒明可遣候
右の通江戸問屋并江戸へ取引致候固々へ可被相触候

辰七月

右の通従 市政御裁判所に被仰出候間、町中不洩様入念早々可相触
候

七月五日

町年寄 役 所

高輪南町続元内海御台場修復会所御発止、右跡へ今般石炭取締局御
取建相成候に付、市中町人共におゐて勝手に石炭売買一切致間敷、
右局へ届出免許請候上、商売可致候、万一心得違致し密々売買致し
候もの於有之には、急度可及沙汰候間、心得違無之様可致候

右の通、町中不洩様可被相触候

辰七月

右の通従市政

御裁判所被仰渡候間、町中不洩様入念早々可相触候

七月五日

町年寄 役 所

今般鎮台被差置候に付ては、徳川家臣を始め、惣て町人に至る迄、
同家より町地の内、受領地・借地・預り地其外等申付有之分、今般
土地に被仰出候間、其段可相心得候

一、右上げ地被仰付候上は、地代金等の義、直にも御所置可有之
処、左候ては差向及難渋候ものも可有之に付、格別寛太の思食を
以、当辰壹ヶ年の義は是迄の通被下置候事

一、徳川家臣にて

朝臣被 仰付候面々は、受領地上地の御沙汰無之、町人にても

旧幕府以来引続如元の

鎮台府御用相勤候ものは、受領地是迄の通りと心得、右鉢の義
は早々取調可申出候

一、来巳年より地代上納方等の義は、取計方相伺可申候

右の通被仰渡奉畏候、為後日仍如件

辰七月六日

組々世話懸り 壹人つ、

受 印

右の通今日南

御裁判所にて被仰渡、右に付朝臣被 仰付候趣并鎮台府附御用相勤
候もの分は、支配限り取調、右身柄巨細御書取、有無共来十五日
迄拙者方へ被遣候様、御最寄御通達可被下候、以上

辰七月六日

組 合 世話懸

慶応四年七月六日〜七月八日

今般鎮台府被差置候に付ては、徳川家臣を始め、町人等に至る迄、身分并由緒等に寄、町地面の内、受領其外借地等申付有之分、惣て上げ地被仰出候、右は銘々兼て心得も可有之義に付、速に地代金等の義、御所置可有之筈に候へ共、左候ては彼是の及難義候ものも可有之に付、格別寛太マツの 思食を以、当辰巷々年分是迄通り地代被下候間、御趣意柄相守、心得違致間敷候、尤受領地其外等々補理有之家作の分は、別段御沙汰無之候間、勝手次第取計不苦候事

但旧幕府より受領地有之もの、幕府以来引続鎮台府御用相勤候もの受領地其外、是迄の通り被下置候義は、改て被 仰渡有之候間、銘々より早々市政裁判所へ坪数其外委細相認可申立候

右の通受領地其外等有之候もの并町人共へ不洩様可知触レもの也

辰七月

右の通市政従

御裁判所被渡候間、町中不洩様入念早々可被相触候

七月六日

町年寄 役 所

旧幕府より受領町屋敷の義に付、今般相触候趣も有之候処、当春幕府より武家屋敷町人共へ貸候義、町屋敷同様心得不苦、拝領屋敷・町屋敷共勝手次第第脱カ讓受候て不苦旨申渡候由にて、此程町地面等にて取調有之趣及承、彼是紛敷取計致し候ものも有之趣相聞、以の外の事に候、此上取調の節、紛敷取計致置候ものは、急度可及沙汰候間、其旨相心得、心得違致間敷候

右の通可被相触候

辰七月

右の通り従市政

御裁判所被仰渡候間、町中不洩様入念早々可相触候

七月六日

町年寄 役 所

今日被仰渡の内、町人にて旧幕府以来引続如元鎮台府御用相勤候者、受領等の類早々御取調、十五、六日頃迄に御手操次第、一と組限り合冊にて南 御年番所へ御差出可被成候、此段御達申候、以上

七月六日

小 口 世話懸り

市 中 町人共

其方共出入元町奉行へ訴出吟味中の処、幕府被為廢 御一新に付ては、一同吟味下けの義申渡、尤相對懸合不行届の分は、出訴致吟味可請事と可相心得、然る上は預け并欠落もの尋申付置候分は差免す

右 町役人

宿役人

村役人

江戸宿

右の通申渡候間、其旨可存

辰七月八日

右は当五月中市政

御裁判所と改め不申以来、出訴致候出入、不殘前書の通被仰渡、御吟味御下け相成候共、改て御訴訟仕候義は、是迄の通り聊相変候義無之候間、右の趣組々早々申通候様 南御裁判所にて被仰渡候間、此段御達申候、以上

辰七月八日

小口 世話懸

口達

江戸 町年寄

樽 俊之助

喜多村又四郎

館 市右衛門

同 地割役

町年寄並勤方

樽 三右衛門

右は鎮台府附被 仰付、扶持米・町屋敷等是迄の通被下置候間、御新政の折柄尚又勉勵、市政に付見込の義等無忌諱可申立候

五月

右の通南於

裁判所被仰渡候間、為心得と演達置候事

五月廿七日

口達の覚

慶応四年五月二十七日〜七月十日

組々 世話懸

名主共

今般大久保与七郎兵隊、市政裁判所付被仰付候に付、向後昼夜となく市中相廻り、怪敷もの見懸け次第、召捕候筈に付、其旨相心得可申候

右の通組々不洩様、早々申通候様可致候

右の通市政北於

御裁判所被仰渡候間、此段御達申候、以上

七月十日

小口 世話懸

差上申御請書の事

一、金何百両也

右は町方御預け金の内、何御役所より奉預り候分、来る十三日迄に返納可仕旨被 仰渡奉畏候、金子の義は三井組へ相渡、手形持参、来る十四日南

御裁判所へ可相納旨、是又奉畏候、為後日仍如件

年号月日

何町家持

誰 印

五人組 誰 印

右の通り是迄町年寄にて貸付有之者より請書御取、明後十二日正四つ時当御腰懸けへ御持参可被成旨被仰渡候間、此段御達申候、以上

辰七月十日

改正懸り

慶応四年七月十日～七月十二日

差上申御請書の事

市中其日暮のもの共、当節物価騰貴致し難渋の折柄、町会所御救相願度旨、支配名主方迄申立候節、当人人別等取調の上、病体致見分御救願書差出候仕来り御座候処、是迄名主共の内、願立方等閑置候ものも有之趣、御判事様入 御間に奉恐入候、素より支配内もの候上は、人別等兼て相心得可罷在筈の処、其節に至り人別等取調候は、甚不都合の次第に有之、夫か為に時日押移り候にては、更に御救の詮も無之義に付、以来窮民共御救相願度趣申出候もの有之候は、直に町会所へ願書差出し次第、御救米銭被下候段御沙汰の趣、組々へ惣達可仕旨被仰渡奉畏候、依之御請書差上申候、仍如件

辰七月十一日

町会所 年 番 一 同へ

右の通り今日御沙汰有之候に付ては、早々御組合限り行届候様御取計可被成候、且縦令は店主不相煩候共、家族の内可重に稼もの相煩難渋の族、其外廉々異例の向御願振、先達て御達申置候通り願出候は、事実相当の分は、御捨置無之御願立可被成候、別て御年若御同役は、厚御心付可被成候、此段御達申候、以上

辰七月十一日

町会所 年 番

右御達申候、以上

辰七月十一日

谷 島 田

総て諸港へ土商人を不論、外国船乗組候節は、必ず其府県の請書^(證カ)を被受可申、請書持參無之分は、至着の上其府県にて上陸不差許候事

右の通り京都表より被仰出候間、市政御裁判所へ被仰渡候間、町中末々迄不洩様早々可相触候

七月十日

町年番 役 所

日本人朝鮮国へ漂着候節は、於彼地に厚取扱、釜山^(浦カ)・海草・梁頂の地に和館等称し、宗対馬守家来詰合御場所より送り届け、漂着の次第書翰を以申越、其上対州へ迎ひ取、漂人の国所最寄を以、長崎或は大坂府へ送り届、其府より其領主へ引渡し候事

一、朝鮮人本邦の内、所々へ漂着の節は、其最寄の府藩県より長崎府へ送り届け、其府におゐて漂流の顛末相糺し、衆糧^(衣カ)給与、船鑑修理の上、対馬守役人へ引渡、夫より長崎府の浦触を以対州へ為迎取事

但浦触の趣意は、薪水乏しく、風波悪敷節は給與候間、可相応との触候事

一、漂人長崎府より対州へ迎取候節は、対州にて夫々使者相附、彼国へ致護送候事

一、漂人の内、死する者あれば、棺斂^(ツマ)しの送り、日本の地に不葬候事

右の通り前同断略す

辰六月十九日持逃欠落仕候野州安蘇郡堀米村和田千代吉人相書

一、年齢式拾式才

一、中丈太り候方

一、色白瘦方

一、眼耳常躰

一、鼻高き方

一、髪月代共濃き方

一、顔色宣敷方

一、其節の衣類 白木綿筒袖、麻堅縞袴着用

右のもの有之は其所に留置、月番市政裁判所へ可申出候、若及見聞候は、其段も可申出、尤末々に至候迄入念可遂吟味候、隠し置脇より於頭には、可為曲事也

町中家持は不及申、借屋・店借裏々迄入念遂吟味、右のもの有之歟及見聞候は、早速可訴出候、此旨町中不洩様早々可相触候

辰六月十二日

町年寄 役 所

林昌之助其外脱走の賊徒、蒸気船にて奥州平潟へ揚陸、其後何方の船に有之哉、平潟港へ蒸気船三艘着岸、及発炮に候段不届とまの至り、追々御調の上急度被仰出品も有之候へ共、先当分の内石炭買受・運送の義は、列藩共に願出候上、可被取計旨被仰出候に付、町人迎も若狹に運送致候もの見掛候は切捨候筈つ、此旨町中末々に至る迄不洩様、可相触もの也

右の通市政御裁判所より被 仰渡候間、此旨町中不洩様可相触候

辰七月十一日

町年寄 役 所

慶応四年七月十一日〜七月十二日

南北小口年番

名主共

阿替屋

行事共

銭相場の義、追々引上候処、銭にて商ひ候諸色直段并湯銭・髪結銭其外共引下け可申、下々及難義候趣相聞、以の外に付、当分の内相場金老両に付、拾貫文より八貫文迄の内を以高下致、取引可申候、就ては諸色其外の義は、拾貫文を目的に致し、早々価引下け可申候、若心得違のもの共、不正の商ひ致候は、嚴重の沙汰可及候間、其旨相心得名主共より夫々渡世筋の者へ申通、早々引下け可申候

改正懸り

名主共

組々 世話懸

名主共

右の通り申渡間マ、一同申合厚世話致、引下け方早々取計可申候
右の通り被仰渡奉畏候、仍如件

辰七月十二日

南北小口年番

鎌倉町

名主 良太郎

慶応四年七月十二日～七月十三日

外三人

両替屋行事

芝 田町九丁目

家持 与助

外式人

改正懸り

米沢町名主

小西喜左衛門

外四人

組々世話懸惣代

品川町名主

竹口庄左衛門

外一同

右の通南

御裁判所にて被仰渡候間、湯銭・髮結銭・豆腐屋其外都て銭商ひ致候もの直下け致し、是迄の売直段高、引下け候直段と書訳け、見世先へ張出し候様御申付、商人共請印御取置、張出し行届候御返答書、来十七日当御腰懸へ御持寄可被成候、以上

七月十二日

改正懸り

(口脱カ)

右御達申候、張出し并請印御取、右張紙・訳書共御認め、来十五迄左内方へ御遣し可被成候、以上

七月十二日

組合 世話懸

一、市政日認

老冊五分つ、

右冊数の通、代金御取集め、明後十四日三軒家詰所へ御持参可被成候、此段御達申候、以上

辰七月十二日

組合 世話懸り

内 達

元市中取締 七廻り 佐竹屋敷に罷在候

石坂周造隊 九番組

江口力之助

中村清三郎

右の隊長義、市中取締御免相成、関東取締り被仰付、金子差支候義相歎、不限多少助金致呉候様被申聞候へ共、其段相断候処、自己の融通の義は勝手次第可然と申聞候、依之商人共方へ罷越可申哉も難計候間、其節可然可被取計候、依之内達致置候、以上

辰七月十三日

高嶋 用場

南 隠蜜廻り

高橋 藤七郎

加藤 保次郎

定廻り

森 鎌太郎

大沢 藤藏

臨時廻り

定廻り格

笹岡 小平太

岩井 勝之助

古谷 鏑助

吉田 敬藏

右は是迄の人数減省、前書の通被仰付候間、組々御通達可給候事

七月十三日

南 三廻り

北 隠密廻り

田中 文左衛門

高橋 恒五郎

定廻り

坂倉 九十郎

大八木 銀次郎

臨時廻り

定廻り格

山本 兵太夫

三井 金十郎

岡本 三一郎

鈴木 定八

右の通被申渡候間、組々早々御通達可給候

但諸届の義は、以来三廻り宛にて田中^(マ)文右衛門方へ可被差越候

慶応四年七月十二日〜七月十七日

一、御仕法替に付、外廻りのものは一同被差免候

七月十二日

北 三廻り

右の通り御書付御渡被成候間、此段御達申候、以上

七月十三日

世話懸

口達の覚

組々 世話懸 名主共

町方のもの共、神奈川於裁判所公事出入吟味ものに引合有之候節は、右裁判所より別紙雛形の通り直差紙を以呼出し候積、御懸合済に付、以後呼出し候節は、無差支罷出候様相心得、尤出帰訴共月番裁判^(マ)へ致候義と心得可申候、御当所裁判所におゐて吟味筋其外取調筋有之ものは、懸り裁判所へ訴出候様可致候

右の通、町中不洩様可申通事

辰七月

別紙 雛形

尋儀在之間、早々罷出可相届、若於不参には可為曲事もの也

何 何月何日

神奈川裁判所

何町 誰

右町 役人

尋儀有之間、代にては難成、病氣に候は、駕籠にて成共、^早明後^々幾

慶応四年七月十七日〜七月十八日

敷罷出可相届、若不参に候は、可為曲事もの也

何
何月幾日 神奈川裁判所

何町

誰

右 町役人

右の通被仰渡奉畏候、仍て如件

辰七月十七日

組々世話懸徳代

品川町名主

竹口 庄左衛門

外吉人

右の通南

御裁判所にて被仰渡候

七月十七日

小口 世話懸り

町方御貸付当十三日相納候外、追て御沙汰次第相納候様御沙汰に付、此段御達申候、以上

七月十七日

小口 世話懸

一、御用達町人・由緒有之町人、受領地・借地、右鎮台府附に相成候分并不相成分、別冊に致し、来る廿三日南御裁判所へ御書上げ可被成候、以上

七月十七日

去月廿九日供先

持逃紛失の品覚

一、拵付脇差

巻本

但身南記国重(紀九)

鯨二の切

縁頭鉄龍の高彫

目貫 表金劔に龍裏忠魂の文字

鍔鉄雲毛彫

鞘黒塗革きせ

鐙古肥後

小柄赤銅七々子

下け緒黒革

一、金子入届状

四通

内金式拾両程入有之

広田常平八 岸徳宛

巻通

善兵衛宛 源蔵

巻通

恒次郎宛 巻通

宿より

小野田要三郎宛

沢井伝之丞

小口 世話懸り

右三通金子不相分

右は南

御裁判所御懸り

七月十一日 触出し

同 廿一日 返答

右日限返答有無共可被申出事

七月十八日

高島 用場

王政御一新に付ては、下情貫徹、万民安堵、各生業を安し候様被遊度と、至仁の被為在

思召候間 朝廷尊嚴を憚り、或は役人の權威を恐れ、自然民情閉塞致候ては不相濟事に付、今般目安箱差出し置候間、下々の者共右御趣意を奉戴致し

朝廷御為筋は不及申、諸役人可否曲直、民間疾苦等何事によらず無忌諱封書に致し、此箱へ入置へし、毎月

鎮台の宮御前におゐて開封の上、御取用に相成候筋は、速に御採用被為在候もの也

右の通り高札相建、目安箱月番の裁判所前へ差出置候間、町中不洩様早々可触知もの也

辰七月

右の通市政従

慶応四年七月十七日〜七月十八日

御裁判所被仰渡候間、町中不洩様早々入念可相触候

辰七月十八日

町年寄 役所

御用達町人并由緒有之町人受領町屋敷の義、旧幕府以来引統鎮台御用相勤候もの并に鎮台御用相勤不申分共、受領地間数・坪数・名前共取調、早々可書上旨、南 御裁判所にて安藤駒太郎殿被申渡候間、御組合限右両様半紙縦帳隔通に御綴分け、来廿一日昼九つ時、南御腰懸けへ御持参可被成候、無之御組合は、其段御返答書御持参可被成候、此段御達申候、以上

七月十七日

改正掛

公事訴訟人共出刻の義に付ては、是迄数度申渡置候趣も有之由の処、兎角等閑に相心得、及遅参候故、自然夜分に相成、無益の失費も相懸り、商業の妨にも相成、不都合の事に候、右は一昧町人共心付方不行届の義と相聞候間、以来申渡の趣急度相守、町役人共精々世話致し、向後於遅参には、其品に寄当人は勿論、町役人共迄答可申付条、其旨兼て相心得、遅刻無之様可致候

一、訴訟人共は、朝六つ時を限り可罷出事

右刻限不遅様可罷出事

右の趣以後流幣不致様、名主共へ急度可申渡候

右の通り従市政

慶応四年七月十八日、七月二十日

御裁判所被仰渡候間、組合中早々申通、不行届の義無之様急度可相
守候

辰七月

右の通被 仰渡奉畏候、仍て如件

辰七月十八日

組々世話懸り 老入つ、

受 印

右の通館市右衛門殿にて被申渡候間、此段早々行届候様、最寄御達

し可被成候、以上

辰七月十九日

嶋 田

今般裁判所附兵隊御取建相成候に付ては、市中におゐて強盜・乱妨
狼藉・強談等の類有之候節、兵隊并拙者共も出張致し候間、兩裁
判所の内へ訴出候は勿論に候へ共、仕義に寄、場所より直に、兵隊
宿陣鍛冶橋内元加納備中守屋敷へ届出候節は、拙者共迄届出候様急
速御申通し可給候

七月十八日

南北市政裁判所附 三廻り

右御達申候、御組合限り月行事持場所共早々御通達可被成候、以上

七月十九日

小 口 世話懸

錢相場引上げ候に付ては、湯錢四拾文、髪結錢百文に引下げ候様、
渡世筋のものへ可申聞旨、南御年番所にて被仰聞候間、小口世話懸
りより御達有之候間、早々行届候様御取計可被成候、以上

七月廿日

組 合 世話懸り

申 渡

御配符の義、是迄町々自身番屋へ向け差出来り候処、今般御改正に
付、以来名主宛にて別紙の通、組合被相触、尤急触の節は、老冊毎
に配符差出候間、其旨相心得へく事

右の通伺の上申渡

下
札^け 明後廿日以来改正町触に相成候事

右の通組合中早々可申通旨、被仰渡奉畏候、以上

七月十九日

南 北 小 口 年 番

別紙

御配符順達方改正、以来左の通り

壹番組 壹通
貳番組 壹通

三番組 壹通
廿壹番組
新吉原

四番組 壹通
七番組 壹通

五番組 壹通
六番組

八番組 壹通
九番組 壹通

拾番組 壹通
拾九番組
品 川

拾壹番組 壹通

拾四番組 壹通

拾貳番組 壹通
拾五番組 壹通
拾三番組 壹通
廿番組 壹通

拾六番組
拾七番組 壹通
拾八番組

右三組の義は、是迄の通裾置(掃カ)の事

急御触の節は、一組壹通つ、配符差出、尤左の通組々名主共少人数に候間二た組壹通可致候差出候事

廿壹番組

新吉原

拾九番組

品川

右何れも其組合名主共名前不洩、名前順(マ)に不抱、手近の方へ配符差出候積りに付、無遅々廻達致候事

右の通樽俊之助殿にて被申渡候間、御組合限り早々行届候様御順達可被成候、此段御達申候、以上

辰七月十九日

神田年番

市中御救のため、町会所囲敷の内、摺立米両に壹斗九升替を以御払相成候間、望のものを来月朔日より切手并代金持参、会所へ罷出可申候

慶応四年七月十九日〜七月二十六日

右の趣、組々一統へ惣達の上、町々切手渡方急速取計候様可致候
辰七月

右の通り御懸り御役人中被 仰聞候間、市中米渡世のもの并今般御救人別御書上のもの相除、其余町々身柄に無之ものへ切手御割渡、尤一と支配限り一と纏に代金持参、町役人の内壹兩人付添、晴雨共請取に罷出候様御取計可被成候、以上

但去る寅年玄・白米切手割渡候節振合を以、町々割合致候間、若望人無之切手は御渡残り相成候は、早々御返上可被成候、以上
七月廿五日
町会所年番

何月幾日	金壹両に付
玄米壹俵	壹斗九升替
代金貳両銀六匁三分貳厘	但四斗入

右相達申候、以上

辰七月廿六日

名主

組々世話懸 名主共
女芸者の義は、親兄の為差許相成居、前々申渡の趣も相聞、渡世致候者には候へ共、隠売女同様の稼致候ものも在之哉、無頼のもの等

慶応四年七月十九日、七月二十七日

右渡世のもの共方へ罷越、月々無謂定例の仕向等為致候上にも、時々金銭ねたり取候ものも不少哉に相聞、下賤せんの婦女子孝道のため、実直に渡世營候もの共、不便の義に付、取締のため、忝人へ鑑札忝枚つ、相渡可遣候間、猶以申渡の趣堅相守、身売同様の稼致間敷、若心得違のもの有之歟、又は鑑札無之ものは速に召捕、嚴重の吟味可及候、且金銭ねたり事申懸け候様在之候は、後患無之様致所置可遣間、町役人へ申聞召連可訴出、右躰厚く御世話有之上は、渡世の冥加を相弁、相当の冥加金上納可致、都て男女共遊芸を渡世致し候ものは、御国益にも不相成候もの共にも候へ共、渡世仕安く相成候様被成遣、前書振合にも倣ひ、鑑札渡し可遣候に付、是又相当の冥加金上納可致候間、不洩様早々申通、名前取調早々可申出

辰七月十九日

忝組 忝人つ、

忝人つ、

元来市民共幼年より教育方不宜、成長に随ひ放蕩無頼に相成、果は住所を離れ、法禁を犯し重科に被為所候（マ）もの不少、右は全く算筆等専ら稽古可為致年頃に至り、父兄・親族のもの共等困窮に迫り、孝途不相立故の義にて、深く歎ヶ敷次第に付、今般算筆稽古場取立、

組々 世話懸 名主共

教導のもの相撰、市民子弟一同出席勉勵稽古致し、人々謹直誠意に生立（マ）、産業を務め、往々

御国益にも相成候様、町役人共は勿論、町々重立候もの共迄厚く世話可致候、尤入用手当向の義は、取調の上差支無之様、廉々下け可遣候間、此旨組々不洩様取調、早々可申出候
右の通被仰渡奉畏候、仍如件

辰七月十九日

忝組世話懸 忝人つ、

請印

当月十九日北

御裁判所にて被仰渡候遊民鑑札御渡に付、別紙雛形の通り半紙立帳、表紙に不及、御組合限り御調一と業毎に隔冊に被成、来月三日迄龜の尾方へ各々様御自身御持寄可被成候、以上

七月廿四日

小口 世話懸り

一、女芸者

一、酌取女

但三味線芸者に無之、酒席へ被招、酌致し候女

一、茶汲女

但是は寺院境内又は広場其外茶見世へ出候もの

一、踊指南の女

一、儀太夫（マ）節（マ）

一、新内節

一、常盤津

一、清元

一、富元

一、長唄

一、鼓笛太鼓

一、端うた

一、河東節

一、一中節

一、園八節

一、荻江節

一、上方唄

一、琴胡弓

右指南の女廉々の内、左の通御調可被成候

一、師匠一と通の女

一、師匠致し、客席へ被招、罷出候女

一、指南は不致候共、芸にて客席へ被招、罷出候女

一、広場其外寄せ等へ罷出候女

一、寄せ其外見せもの囃子に相雇、罷出候女

朱雛形半紙

立帳片面式入つ、

何番組 誰店 誰娘何々

慶応四年七月二十四日〜七月二十七日

一、女芸者

辰何才

何町 誰店 誰娘歎何々

一、同断

辰何才

何拾人

何番組 何町 誰店 誰娘

一、何師匠

辰何才

何人

右の通取調、女芸者・何師匠の分、来廿九日迄の内に取調、翌卅日

朝正五つ時行事中持参可仕候事

七月廿七日

名主

武家屋敷を商人へ貸候義は、前々より厳禁に有之候処、当春以来相弛み、猥に町人へ貸置候趣相聞候、右は人別調并に支配所自他の差別を失ひ、不取締の筋に付、以来は武家地へ商人共差置候義一切難相成、是迄貸置候分も早々町地へ引移り候様可致候、若家来分抔と

慶応四年七月二十四日、七月二十八日

申唱等閑置候もの并人別紛敷もの差置有之候は、調の上急度可及沙汰候

右の通武家方へ御触出候間、町中不洩様可触知もの也

辰七月

右の通従市政

御裁判所被仰出候間、町中不洩様入念早々可相触候

七月廿四日

町年寄 役 所

府下町人共銃炮売買并質入・預り致鉄炮等候者取締の義、旧幕府より触置候趣も有之、町々より鉄炮証文差出来候処、近来相弛み、町人共猥に売買致し、実々賊徒に売渡し候者共も有之哉に相聞、甚不取締に付、急度可及沙汰候処、右は商法も取極りも無之、規則不弁の所より法を犯し候ものも有之趣に付、今般改て右間屋株差免、仲間取極め一定の規則相立、銃炮は勿論、附属の品々合葉、舶来の武器に至る迄一切引請、商法手広に相成候様被仰渡候間、其旨相心得、右渡世望の者は、来月三日迄に支配名主を以、市政裁判所へ可申立候、就ては向後株式免許無之もの渡世致し候は、其品に寄蔽重の沙汰可及旨、町役人共に至る迄厚心付可申候

辰七月

右の通り従 市政御裁判所被仰渡候間、町中不洩様入念早々可相触候

候

辰七月廿五日

町年寄 役 所

近来鍛冶職のもの共、猥に銃炮製造致し、甚不取締の趣に相聞、鉄炮売買の義に付ては、従前々触示置候趣も有之候処、近来製造盛に成行候より、法を犯し候ものも有之趣に付、今般改て右間屋株差免、仲間取極商律相立、不取締の義無之様被仰付候間、其旨相心得、右渡世望のものは、来月三日支配名主を以市政 裁判所へ可申立候、就ては向後株式免許無之もの渡世致し候は、其品取上げ、嚴重の沙汰可及候間、町役人共に至る迄厚心付可及候間

辰七月

右の通市政従

御裁判所被仰渡候間、町中不洩様入念早々可相触もの也

辰七月廿五日

町年寄 役 所

蚕種紙并生糸御改所の義は、是迄呉服橋内牧野駿河守屋敷へ候処、今般海賊橋際松平和泉守屋敷へ場所替に相成、来る八月朔日より同所におゐて是迄の通り御改に相成候間、此旨町中不洩様可触知もの也

辰七月

右の通り市政従

御裁判所被仰渡候間、町中不洩様入念早々可相触候

辰七月廿八日

役 所

(裏表紙)

塩町壹丁目

慶応四年七月二十八日